

第4部

前期基本計画





施策の体系

基本方針	施策	主要施策
1 安心して子どもを 生み育て、未来を 拓くまちづくり	1-1 子育て支援の推進	1. 子育てに関する支援の充実 2. 地域における子育て支援の充実 3. 援助を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実
	1-2 学校教育の充実	1. 「確かな学力の育成」をめざした特色ある教育活動の推進 2. 国際理解教育、外国語活動、英語教育の充実 3. 情報教育の充実 4. 健やかな体の育成 5. いじめ・暴力行為等の防止や不登校児童生徒への対応 6. 支援教育の推進 7. 学校教育環境の整備
	1-3 青少年健全育成の推進	1. 放課後児童の安全・安心な居場所の確保 2. 地域ぐるみで青少年を健全に育成するための仕組みづくり 3. 体験や交流機会の充実
2 心豊かに学び、暮 らせるまちづくり	2-1 生涯学習の推進	1. 生涯学習推進体制の構築 2. 読書環境の整備及び図書館サービスの向上
	2-2 文化・芸術活動の推進	1. 文化・芸術活動の推進 2. 文化・芸術に触れる機会の充実
	2-3 スポーツ活動の推進	1. スポーツ推進基本計画の策定 2. 市民の多様なニーズに対応した環境の整備 3. スポーツ振興事業の充実
3 思いやりとふれ あいのあるまち づくり	3-1 人権・国際理解の推進	1. 人権教育の推進 2. 人権啓発の推進 3. 国際理解の推進 4. 相談支援体制の充実
	3-2 男女共同参画の推進	1. 男女共同参画の意識づくりの推進 2. 男女共同参画の環境づくりの推進
	3-3 地域コミュニティ活動の推進	1. 地域自治活動への支援 2. 地域コミュニティ活動への参加促進
4 にぎわいと新たな 活力を生むまちづ くり	4-1 商工業の振興	1. 商店街活動の充実 2. 商業・サービス業の振興 3. 事業承継支援の推進 4. 工業の経営基盤の充実 5. 技術と技能の継承
	4-2 都市型農業の振興	1. 農業生産基盤の整備 2. 都市型農業の推進
	4-3 観光の振興	1. 魅力ある観光コンテンツの開発 2. 「食」の魅力向上、特産品の開発・販売促進
	4-4 世界文化遺産関連施策の推進	1. 来訪者に対する適切な案内・誘導のための環境整備 2. 百舌鳥・古市古墳群の情報発信 3. 世界文化遺産登録活動の推進
	4-5 にぎわい交流拠点づくりの推進	1. 駅周辺の拠点機能強化 2. にぎわい・交流創出事業の推進 3. 市街化調整区域のあり方検討
5 歴史文化と調和 し、多様な交流を 広げるまちづくり	5-1 歴史文化の保全・継承	1. 文化財情報の発信 2. 文化財及び埋蔵文化財の適切な保全・継承 3. 史跡等の環境整備の推進 4. 来訪者受け入れ態勢の充実
	5-2 都市景観の保全・形成	1. 藤井寺らしい景観の形成 2. 都市景観の形成のための規制、誘導
	5-3 道路整備の推進	1. 広域幹線道路の整備 2. 都市計画道路の整備 3. 生活道路の整備 4. 計画的な維持管理・保全、修繕 5. 世界文化遺産登録の取組と連携した道路整備
	5-4 公共交通の充実	1. 公共交通の利便性の向上 2. 民間事業者と連携した公共交通の利用促進
6 快適で良好な生活 空間のあるまちづ くり	6-1 上水道事業の推進	1. 上水道施設の充実 2. 効率的な水道事業経営
	6-2 下水道事業の推進	1. 公共下水道の整備及び水洗化の普及促進 2. 雨水・浸水対策の充実 3. 適正で効率的な公共下水道事業の運営
	6-3 住環境整備の推進	1. 空き家対策の推進 2. 建築物等の安全対策の推進 3. 住民ニーズに対応した住宅政策の推進
	6-4 緑とうるおいある環境の創出	1. 地域の特性を活かした公園づくり 2. 「緑」の保全・育成 3. 「うるおい」の創出

基本方針	施策	主要施策
7 すべての市民が 輝き、健やかで、皆 で支え合うまちづ くり	7-1 地域福祉の推進	1. 地域福祉意識の醸成 2. 地域福祉活動への支援 3. 地域福祉のセーフティネットの推進
	7-2 障害者福祉の推進	1. 広報・啓発活動の推進 2. 地域における生活支援の充実 3. 社会参加と就労への支援 4. 福祉のまちづくりの推進
	7-3 高齢者福祉の推進	1. 地域包括ケアシステムの強化 2. 高齢者の心身機能の維持向上の推進 3. 生活支援体制の充実 4. 介護保険サービス、多様な支援の充実 5. 生きがいづくりと社会参加の推進
	7-4 社会保障の充実	1. 国民健康保険事業の安定的な運営 2. 後期高齢者医療制度の適正な運営 3. 保健事業の推進 4. 国民年金事務の充実 5. 福祉医療費助成制度の充実
	7-5 地域医療の充実	1. 地域医療体制の充実 2. 救急医療体制の充実
	7-6 健康づくりの推進	1. がん検診事業の推進 2. 主体的な健康づくり活動への支援 3. 母子保健の充実
8 災害に強く、安心 して暮らせるまち づくり	8-1 自然災害対策の推進	1. 多様な主体が実施する防災活動の支援・推進 2. 総合的な防災体制の充実・強化 3. 関係機関との連携・体制強化の推進
	8-2 消防・防災体制の充実	1. 消防体制の充実 2. 救急救助体制の充実
	8-3 危機管理の推進	1. 危機管理体制の充実・強化 2. 情報伝達の充実・強化
	8-4 防犯対策の推進	1. 防犯意識の啓発 2. 地域防犯活動の充実 3. 防犯環境の整備
	8-5 交通安全対策の推進	1. 交通安全に関する啓発活動の推進 2. バリアフリー対策等の充実 3. 安全に通行できる交通環境の整備
	8-6 消費者保護の推進	1. 消費者保護の推進 2. 消費者意識の高揚 3. 消費者教育の推進
9 人に、未来にやさ しい、環境に配慮 したまちづくり	9-1 自然環境の保全	1. 環境保護・保全活動の推進 2. 環境負荷の低減 3. 環境教育・環境学習の推進 4. 工場・事業所における環境対策の充実
	9-2 環境美化の推進	1. 環境美化の推進 2. 環境衛生の充実 3. 公害防止対策の充実
	9-3 循環型社会の形成	1. ごみの減量化・資源化の推進 2. ごみの適正処理の推進
まちづくりの推進に 向けて	1 協働の仕組みづくり	1. 協働意識の醸成 2. 市民公益活動の促進 3. 市民参画の推進
	2 行政運営の推進	1. 職員の能力開発と人材育成 2. 組織機構の見直し 3. 電子自治体の推進
	3 財政運営の推進	1. 行財政改革の推進 2. 財源の確保 3. 公有財産の適正管理及び有効活用
	4 広域行政の推進	1. 広域連携の推進 2. 都市間連携の推進
	5 広報・広聴活動の推進	1. 広報・広聴活動の充実 2. 職員の広報・広聴力の向上
	6 シティプロモーションの推進	1. 「藤井寺ブランド」の確立 2. 都市イメージ・認知度の向上 3. 愛着・誇りの醸成



1 安心して子どもを産み育て、未来を拓くまちづくり

1-1 子育て支援の推進

現況と課題

- 国においては、子ども・子育て支援新制度により、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進が図られています。
- 本市においては、安心してゆとりのある中で喜びや楽しさを実感しながら責任を持って子育てができ、子どもがのびのびと育っていけるよう地域全体であたたかく子育てを見守り、応援していくため「藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」を作成し、子育て支援に関わる様々な事業を展開しています。
- 今後も社会環境の変化や保育ニーズ等を的確に把握し、幼児期における教育・保育の充実を図るとともに、子ども・子育て支援事業の拡充について検討していくことが求められています。
- また、核家族化や都市化などにより地域のつながりが希薄化し、親類、地域とのコミュニケーションが減少し、保護者が子育てについての悩みなどを相談する機会や、子どもの成長に大切な人との交流や社会体験の機会も減少しているなどの課題が顕在化していることから、地域ぐるみでの子育て支援体制の充実が求められます。
- さらに、子どもの貧困問題を含め、援助を必要とする子どもや家庭に対して、個々の状況に応じた配慮や支援が必要となっています。

施策の基本方針

子どもの幸せを第一に考え、子どもを安心して産み健やかに育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない子育て支援を推進します。

主要施策

1 子育てに関する支援の充実

- 多様な保育ニーズに対応した保育所・認定こども園等や、一時預かり事業、病児・病後児保育事業などの保育サービスの充実に努めます。
- 就学前から義務教育へのスムーズな移行に向けて、保幼小連携の強化に努めます。
- 子育てに関する不安や悩みを解消するため、子育てアプリを利用したプッシュ型の情報提供、利用者支援事業等を通じて相談支援や情報の提供など、きめ細かな支援に努めます。
- ふじみ緑地を活用し、民間活力の導入等を含め、子育て施設の整備について検討を進めます。

2 地域における子育て支援の充実

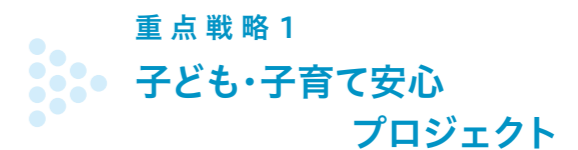
- 子どもの人権尊重、地域で子どもを育てる意識づくりを進めます。
- 子育ての不安の軽減に向けた支援や、親子が気軽に集まれる場・機会の充実を図ります。
- 子育てに関する情報の共有や悩みを解決するため、関係機関が連携して切れ目のない支援に努めます。

3 援助を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実

- 子ども医療費助成の拡充など、子育て家庭への経済的な支援を拡充します。
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の新規実施等、ひとり親家庭への支援の拡充を図ります。
- 障害に応じて適切に対応し、個々の発達を支援できるよう、関係機関と連携しながら障害のある子どもと家庭への支援の充実を図ります。
- 児童虐待の予防及び早期発見、児童虐待を受けた児童の保護、自立支援、児童虐待を行った保護者に対する相談・支援の充実など、児童虐待防止への取組を強化します。
- 妊婦健康診査の助成の拡充など、妊産婦への支援の充実を図ります。

重点戦略に関連する施策

- 就学前教育・保育サービス等の充実
- 相談支援の充実
- ふじみ緑地を活用した子育て施設の整備
- 子どもの貧困対策の調査・研究
- 情報提供の推進
- 出産しやすい環境の整備
- 病児・病後児保育事業の検討



協働の取組

- 民生委員児童委員協議会と協働して親子で参加できるイベント「にこにこ広場」や市立保育所で子育て支援「わんぱく広場」を実施します。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）		目標値（平成31年度）	
就学前教育・保育の確保量	人	1号認定	1,301	1号認定	1,275
		2号認定	704	2号認定	849
		3号認定	423	3号認定	531
地域子育て支援拠点事業の確保量	人	11,897		21,348	
病児・病後児保育事業の確保量	人	404		825	
赤ちゃんの駅整備環境に対する満足度	—	—		上昇	
子育て支援アプリのインストール数	件	—		500	

関連する個別計画

- ・藤井寺市子ども・子育て支援事業計画
- ・藤井寺市教育振興基本計画



1-2 学校教育の充実

現況と課題

- 児童生徒を取り巻く社会情勢がめまぐるしく変化している中で、一人ひとりが心豊かに力強く生き抜いていくため、確かな学力の育成や豊かな心の育成、健やかな体づくりを行うための教育支援が求められています。
- 本市では、教育大綱を策定し、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を推進しています。学校教育においては、藤井寺市学力向上推進支援事業の展開をはじめ、藤井寺さわやかあいさつ運動やドリム・プレゼンター学校派遣事業、世界遺産学習等に取り組み、「生きる力」を育む教育を推進しています。
- 不登校児童・生徒への対応として、学校復帰のための支援や教育相談の充実に取り組んでいます。特に、不登校が長期化している児童、生徒への支援とともに、不登校を未然に防止するためにも、学校と家庭が連携した取組を進めています。また、「藤井寺市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止と早期解決を図るための総合的な取組を進めています。
- 障害のある園児・児童・生徒、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援のさらなる充実を図る必要があります。
- 情報モラルへの意識の醸成や高度情報化社会に参画する態度の育成を行っていますが、情報活用力の育成にさらに取り組むことが必要です。
- 国際社会を生き抜くため、英語教育や国際理解の充実を図っており、今後は中学校区ごとの外国語指導助手の活用及び小学校の外国語活動の充実が求められています。
- 児童生徒が快適に学習に取り組むことができるよう、学校施設・設備の充実を図る必要があります。

施策の基本方針

家庭・地域・学校園が連携し、教育内容の充実を図り、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を育みます。また、学校の施設・設備の充実を図り、将来を見据えた安全・安心で快適な教育環境づくりに努めます。

主要施策

1 「確かな学力の育成」をめざした特色ある教育活動の推進

- 一人ひとりの教育ニーズに配慮しながら、児童生徒が力強く生き抜く力とわが郷土「藤井寺」を誇りに思う心を育む教育活動を推進します。
- 教職員が様々な教育課題に対応できる能力を身につけるため、研修体制の充実を図ります。
- 地域や大学との関わりを大切に教育を推進します。

2 国際理解教育、外国語活動、英語教育の充実

- 外国語指導助手の派遣、外国語活動支援ボランティアを配置し、国際社会への対応能力の向上を図ります。
- 国際理解教育や英語教育に対応するために、教職員への研修を計画的に実施します。

3 情報教育の充実

- 児童生徒に情報モラルを身につけさせ、必要な情報を主体的に収集・処理・発信するなどの情報活用力の育成を図ります。
- ICT機器を活用した授業の実践に努めるとともに、児童生徒の学習への興味関心を高め、機器を活用し、自分の考え等を発表するなどの表現力を育てます。

4 健やかな体の育成

- 授業や運動部活動等の教育活動を通して、運動することの楽しさを感じながら体力の向上・運動の生活化を図ります。
- 学校・家庭・地域の連携により食育の充実を図ります。

5 いじめ・暴力行為等の防止や不登校児童生徒への対応

- いじめや不登校の未然防止のため、道徳教育や心の教育などを通じて思いやりや生命を大切に意識の醸成を図ります。
- いじめや不登校等への対応の強化を図るため、スクールカウンセラー^{*}やスクールソーシャルワーカー^{*}等、外部専門家を積極的に活用し、アセスメントとプランニングに基づくケース会議を効果的に実施するなど、学校内におけるチーム体制の構築を図ります。
- 「藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会」・「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」を開催し、各学校の取組を効果的かつ円滑に進め、継続的な改善を図ります。

6 支援教育の推進

- 支援教育コーディネーター^{*}養成研修の実施により、支援教育の専門性を活かせる教員を育成します。
- 学識経験者による巡回相談や、学校や教育委員会による教育相談の充実を図ります。

7 学校教育環境の整備

- 児童生徒が安全で快適に学習に取り組むことができるよう、学校施設の耐震化、大規模改造、空調設備、トイレの乾式化、洋式化等を計画的に実施します。

重点戦略に関連する施策

- 学校施設・設備の整備・充実
- 確かな学力の育成
- 地域の歴史文化資産を活かした教育の推進
- 教育的支援の充実

重点戦略1
子ども・子育て安心プロジェクト

協働の取組

- 外国語活動支援ボランティア、ブックママなど、地域人材の活躍による教育の充実を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
全国学力学習状況調査の自己肯定感の回答率(質問項目:自分には良いところがあると思う)	%	小:70.4 中:56.9	小:75.0 中:65.0
藤井寺市学校施設改修(早期耐震化)計画耐震化率	%	77.08	100(平成29年度)
藤井寺市立学校施設等整備実行計画 推進率	%	12.28	29.82

関連する個別計画

- ・藤井寺市教育振興基本計画
- ・藤井寺市学校施設改修(早期耐震化)計画
- ・藤井寺市立学校施設等整備実行計画

^{*}スクールカウンセラー：いじめや不登校などの心の悩みに専門的立場から助言・援助を行うために小・中・高の学校に配置された、臨床心理士、精神科医、大学教授などカウンセリングの専門家のこと。
^{*}スクールソーシャルワーカー：子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。
^{*}支援教育コーディネーター：発達障害のある児童生徒の支援に向けて学校内外の適切な人材や保護者、関係機関をつなぐ専門職を担う教員のこと。



1-3 青少年健全育成の推進

現況と課題

- 家庭や地域社会を取り巻く環境の変化により、子どもを取り巻く環境も変化しており、子どもが安全に安心して放課後を過ごせる居場所の確保が求められています。
- 本市では、放課後等に保護者が不在となる世帯等を対象とした放課後児童会事業と、すべての児童を対象とした放課後子ども教室事業を実施しており、今後、一体型の運営（放課後児童会に在籍する児童が同じ小学校内で開催されている放課後子ども教室のプログラムに参加できること）に向けての検討や安全な集団活動の実施に向けて担い手の確保等に取り組む必要があります。
- また、社会における規範意識やモラルの低下が全国的に問題となるとともに、少子化・高齢化や核家族化の進展などにもともない、地域のつながりが希薄化し、地域全体で青少年を守り育てる力が低下しています。
- 本市においても、少子化や育成者、指導者の担い手不足、また、子どもたちの生活の多様化にもともない、各地域の子ども会数の減少や入会率の低下といった問題を抱えています。
- 青少年の非行防止や健全育成を推進するためには、家庭・地域・学校園の連携により、地域に根ざした活動を推進していくことが必要です。
- さらに、体験や交流を通じた学びは青少年の健やかな心身の発達に欠かせないものであることから、体験交流活動の充実を図ることが必要です。

施策の基本方針

地域に根ざした心豊かなたくましい青少年を育てるために、様々な体験を通じた学習・交流の場と機会を充実します。また、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、家庭・地域・学校園の連携を強化し、地域ぐるみで青少年を育成するという環境の醸成を推進します。

主要施策

1 放課後児童の安全・安心な居場所の確保

- 放課後児童会にあっては、指導員の資質向上を図り、放課後の子どもたちの活動を、適切に指導できる体制をめざします。
- 放課後児童会と放課後子ども教室の連携を進めるため、双方の関係者による協議の場を設けます。

2 地域ぐるみで青少年を健全に育成するための仕組みづくり

- 地域の大人自らが青少年の模範となるよう啓発活動を実施します。
- 小、中学校区で実施される子どもたちを対象としたイベントを通じて、地域と学校が交流し、相互理解のもとで青少年を育成する環境の醸成を図ります。
- 青少年を様々な誘惑や犯罪から守るため、有害環境の浄化や問題行動・非行の防止に向けた取組を進めます。

3 体験や交流機会の充実

- 青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、野外活動等の様々な体験を通じた学習・交流の場と機会の充実に努めます。

重点戦略に関連する施策

- 地域における子どもの居場所づくり

重点戦略1
子ども・子育て安心プロジェクト

協働の取組

- 地域や各種団体の主体による青少年健全育成活動を推進します。
- 青少年を取り巻く環境が悪化しており、深刻な犯罪被害等が発生している中、市民と行政が、それぞれの立場で子どもたちを見守る取組を実施することで、安全安心なまちづくりの実現を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
放課後児童会の全学年受け入れ	校	1	7
放課後児童会の待機児童数	人	0	0
放課後児童会と放課後子ども教室の一体型運営の実施数	校	5	7

関連する個別計画

- ・藤井寺市教育振興基本計画
- ・藤井寺市放課後児童会整備計画書
- ・藤井寺市子ども・子育て支援事業計画



ふじいでらかあにぼる



2 心豊かに学び、暮らせるまちづくり

2-1 生涯学習の推進

現況と課題

- 生涯を自分らしく心豊かに過ごすために一人ひとりの学びの意欲が高まっており、時代の変化や市民の学びに対するニーズを踏まえた多様な学びの機会と場の提供の充実が必要となっています。
- こうした中、本市では自主学習サークルと市が主催する事業をあわせて、趣味や健康づくりなどの学習機会や場の充実を図ってきました。
- 図書館においては子どもの読書推進のための児童書を含む、図書館資料の充実を図るとともに、高齢者、身体障害のある人のためのサービスを充実させ、誰もが利用しやすい環境整備に努めてきました。
- 今後は、近隣自治体の図書館サービスの状況も踏まえ、複雑化・多様化する利用者のニーズを把握し、より一層の蔵書の充実や図書館サービスの見直しを行う必要があります。

施策の基本方針 市民一人ひとりが生きがいのある豊かな生活を送るため、「いつでも、どこでも、だれでも」主体的に学び・学び合える学習社会をめざします。

主要施策

1 生涯学習推進体制の構築

- 生涯学習活動に取り組みたいと思う人が、多様な情報を入手・選択できる環境の充実を図ります。
- 市民、団体の生涯学習活動を発展させるために、学習活動が行える場所の提供等を行います。

2 読書環境の整備及び図書館サービスの向上

- 子どもから大人まであらゆる世代への資料や情報の提供をはじめ、レファレンスサービス[※]の充実やICTの活用を推進するとともに、来館が困難な人にも利用しやすいサービスの提供に努めます。
- 行政機関との連携による講座の開設や語り手派遣事業等を通じて、読書への関心や意欲を高める機会を提供することで、知的欲求や学習意欲の醸成を図ります。
- 図書館を活用した読書活動や調査研究活動を通じて、多様な価値観の醸成や課題解決等の支援につなげるなど、生涯学習拠点としての機能強化に取り組めます。

協働の取組

- 行政が提供する学習機会のみでなく、市民の自主グループによる学習機会の情報提供も行い、それぞれのニーズに合った学習環境づくりを進めます。
- 視覚障害のある人のための録音図書[※]の製作、子どもへの絵本の読み聞かせ、小学校や高齢者施設等でのおはなし会等のボランティア活動をはじめ、市民と図書館とが知恵を出し合い図書館サービスの発展につなげます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
生涯学習グループ登録団体数	団体	67	80
公民館講座等全講座の延受講者数	人	6,039	6,300
生涯学習センター施設利用稼働率	%	31.9	35.0
個人貸出冊数	冊	296,934	310,000

関連する個別計画

- ・藤井寺市教育振興基本計画
- ・第二次藤井寺市子ども読書活動推進計画



市立図書館



市立生涯学習センター（アイセル シュラ ホール）

※レファレンスサービス：図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務のこと。



2-2 文化・芸術活動の推進

現況と課題

- 文化・芸術に触れることは、豊かな感性を育み、心に豊かさをもたらします。ライフスタイルが多様化する中、質の高い文化・芸術に触れ、参加できる環境づくりが求められています。
- 本市では、文化芸術拠点である市民総合会館の整備、指定管理者[※]による文化事業の開催、ふじいでら文化ふれあいまつりの開催など、文化・芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境の整備を進めてきました。
- また、文化団体への支援による市民総合会館の利用促進を通じ、市民の自主的な文化活動の推進を図ってきました。
- 今後は、より幅広い世代に活動の参画を促し、市民の文化活動発表の場としてより多くの参加と事業の定着を図ることが求められます。
- さらに、藤井寺市民音頭や本市の文化活動を推進するなどして、まちへの誇りや愛着を高め、心の豊かさを実感していく環境を整える必要があります。

施策の基本方針

豊かな歴史文化や自然を背景とした多彩な活動を通じて、市民主体の文化・芸術の振興を図ります。

主要施策

1 文化・芸術活動の推進

- 市民が地域の文化振興の担い手として、自主的な文化活動を推進するため、活動の場と機会の提供等の必要な支援に努めます。
- 文化・芸術団体との連携を促進し、市民文化の発展と地域の活力の向上を図ります。

2 文化・芸術に触れる機会の充実

- 市民文化活動の発表や良質な文化芸術の鑑賞の機会を提供し、誰もが文化に親しめる環境づくりを推進します。
- 藤井寺市民音頭の普及や伝統文化の継承・保存を促進します。

協働の取組

- 藤井寺市文化連盟等との協働による市民文化の発信や鑑賞機会の提供により、市民の文化への関心を高め、文化振興と心豊かなまちの実現に取り組みます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
ふじいでら文化ふれあいまつり入場者数	人	1,714	2,000



よさこいイン ふじいでら



ふじいでら文化ふれあいまつり



市役所ロビーコンサート

※指定管理者（制度）：それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公共施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした民間法人などに任せることを認める制度。



2-3 スポーツ活動の推進

現況と課題

- 市民の多様なニーズに対応できるスポーツ推進施策を包括的に推進するための基本的な計画を策定することが求められています。
- 年齢や性別、障害等を問わず、誰もが気軽にスポーツに親しむことができるような環境づくりが求められています。
- 市民誰もが気軽に参加することができ、生涯を通じて継続的にスポーツに親しむことができるような事業の展開を推進するべく、今後も継続して藤井寺市体育協会との連携を図っていくとともに、スポーツ団体や関連機関なども相互連携を図っていく必要があります。
- 青少年の健全育成という観点からスポーツを通じた子どもたちの健全な心身の発達に努めていく必要があります。

施策の基本方針

藤井寺市体育協会をはじめ、関係団体等と連携を図りながら多様なニーズに対応した推進体制づくり、スポーツ振興事業の充実、施設の整備などに努めます。

主要施策

1 スポーツ推進基本計画の策定

- 少しでも多くの市民がスポーツに親しむことができるような環境整備を促進し、スポーツを通じた地域コミュニティ活動の活性化及び多様なニーズに対応した推進体制づくりをめざすべく、スポーツ推進基本計画を策定します。

2 市民の多様なニーズに対応した環境の整備

- 高齢者や障害のある人が利用しやすいようなスポーツ事業の充実及びスポーツ施設の整備をめざすとともに、利用者の利便性の向上をめざします。

3 スポーツ振興事業の充実

- 藤井寺市体育協会とのさらなる連携を図るだけでなく、他のスポーツ関連機関などとも相互連携を図り、スポーツ人口の拡充などをめざすとともに、藤井寺市スポーツ推進委員会、藤井寺市民スポーツフェスティバル実行委員会など、市民協働によるスポーツ振興事業の充実を図ります。
- スポーツを通じた青少年の健全育成の推進を図る一環として、子どもたちがスポーツと出会う機会やスポーツを親しむ機会を少しでも多く作ることをめざします。

協働の取組

- 市内で活動するスポーツ団体と協働し、地域における身近なスポーツ等の情報提供やスポーツの振興を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
スポーツ推進委員会主催事業への参加者数	人	299	360
市民総合体育大会参加者数	人	2,949	3,000
市民ニュースポーツフェスタ参加者数	人	311	370

関連する個別計画

- ・藤井寺市教育振興基本計画



藤井寺市民マラソン大会



Fujiりんびっく



3 思いやりとふれあいのあるまちづくり

3-1 人権・国際理解の推進

現況と課題

- 誰もが自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現や、一人ひとりの人権を大切に取る取組がこれまで以上に求められています。
- 本市では、市民一人ひとりの人権が大切にされるまちの実現のため、市民団体である「藤井寺市人権のまちづくり協会」と協働し、人権週間などの期間中に、講演会や映画上映会、人権ポスター展等の様々な啓発活動を展開しています。
- そのほか、人権悩みの相談室を開設し、人権に関する様々な悩みを抱える相談者の気持ちに寄り添いながら、自分自身で問題解決できる力をつけてもらえるよう対応しています。
- 市民一人ひとりの人権が大切にされるまちを実現するため、全庁的に人権行政を行うための取組をさらに活性化させる必要があります。
- また、差別意識をなくし、人権に対する正しい認識と理解を得るため、啓発・広報活動を進め、意識の高揚を図るとともに、家庭・学校・地域・企業等のあらゆる場において、人権教育に取り組む必要があります。
- さらに、国籍や民族、文化、言葉などの「ちがいを認め合い、ともに生きていくため、今後も国際理解の推進に努めることが重要です。

施策の基本方針

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない明るく住みよい社会の実現をめざし、藤井寺市人権を守るまちづくり条例に基づき、人権や国際理解の推進に向けた教育・啓発に努めます。

主要施策

1 人権教育の推進

- 高い人権意識を備え、行政運営そのものが人権を守るためのものであることを十分に理解した上で職務を遂行できる職員の育成に努めます。
- 人権問題への理解を深め、命の大切さや人を思いやる心を育むため、発達段階に応じた人権教育の充実を図ります。
- 身近な家庭や地域、職場において講演会や研修会を開催し、人権への正しい理解の普及に努めます。

2 人権啓発の推進

- 藤井寺市人権のまちづくり協会等の関係機関・団体と協働し、あらゆる場や機会を通じて啓発活動を推進します。
- 市広報紙やホームページなどを活用し、様々な人権課題について、より効果的で効率的な啓発活動に努めます。

3 国際理解の推進

- 藤井寺市国際交流協会が実施する語学教室や交流イベントなど、市民が外国の文化や伝統に接する事業を支援することにより、国際理解を促進します。
- 藤井寺市国際交流協会の青少年海外派遣事業への支援を通じて、国際的視野を持った心豊かな青少年を育成し、国際理解教育を推進します。

4 相談支援体制の充実

- 複雑多様化する人権課題に対応するため、人権相談窓口と庁内の各相談窓口との連携強化を図るとともに、支援を行う関係機関や団体も含めたネットワークの構築を図ります。

協働の取組

- 藤井寺市人権のまちづくり協会との協働により、より広範な周知啓発活動を推進します。
- 藤井寺市国際交流協会が実施する国際交流や多文化共生^{*}を推進する公益事業についての支援などを通じ、行政と市民の連携による国際理解の推進を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
人権に関する講演会や研修会の参加者数	人	160	200

関連する個別計画

- ・藤井寺市人権行政基本方針 & 人権行政推進プラン

^{*}多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。



3-2 男女共同参画の推進

現況と課題

- 性別に関わらず、あらゆる分野で個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会^{*}の実現は、暮らしやすい社会の創出において重要です。
- 本市では、男女平等を基礎として、地域、家庭、学校、職場など、あらゆる場面において男女共同参画社会を実現させるための意識啓発やワーク・ライフ・バランスの推進、DVなどの女性に対する暴力の根絶などに取り組んでいます。
- また、市の審議会における女性委員の参画促進をはじめ、女性の管理職への登用や性別に関わらず安心して働くことのできる職場づくりなどに取り組んでいます。
- 今後、男女共同参画に関するさらなる理解の促進が必要であるとともに、女性に対する暴力の根絶や、被害者への支援活動をさらに充実させる必要があります。
- また、社会のあらゆる分野で女性がさらに活躍できるような意識啓発や市民講座の開催、男性の理解が進む取組が必要となっています。
- さらに、市が一つの事業所として、自ら率先して男女共同参画に向けた取組を行うことを目標に、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境を整えるための仕組みづくりを行い、広く発信していく必要があります。

施策の基本方針

男女ともに個人として尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、藤井寺市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画についての理解の促進と、男女共同参画施策の総合的推進に努めます。

主要施策

1 男女共同参画の意識づくりの推進

- 男女共同参画への理解の促進を図るため、関係機関・団体等と連携し、啓発活動を進めます。
- 地域、家庭、学校、職場など、あらゆる場面において男女共同参画の意識づくりを進めるため、生涯を通じた様々な段階での学習機会や情報提供の充実を図ります。

2 男女共同参画の環境づくりの推進

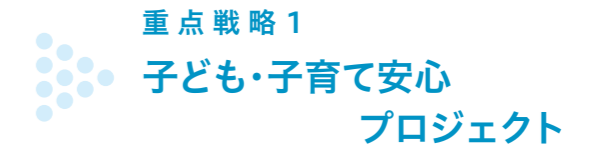
- 市が自ら率先して女性の管理職への登用、性別に関わらず誰もが働きやすい職場環境の整備を行い、内外に発信します。
- 男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた啓発、特にDV防止に向けた啓発を行うとともに、被害者支援に向けた取組を充実します。
- 女性のキャリアアップや就業に役立つスキルアップ等の支援を推進するとともに、地域や職場、行政等、様々な場面での女性の活躍と積極的登用を促進します。
- 男女がともに仕事や家事・育児・介護・地域生活との両立を図ることができる環境整備や福祉サービスの充実に努めます。
- 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画等の策定を行っていることから、実施状況を公表し、市内事業所にも策定を促すことで、市が率先して女性活躍の条件整備と子育て環境づくりを進めます。

協働の取組

- 市民グループと協働して啓発事業の企画等を行うことで、より効果的な周知啓発活動を推進します。

重点戦略に関連する施策

- 女性の活躍推進
- ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- 企業の取組支援



まちづくり指標

指標名	単位	現況値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 31 年度)
審議会等への女性委員参画率	%	26.8 (平成 27 年 4 月 1 日)	35.0
ワーク・ライフ・バランスに関する講演会、講座等の実施回数	回	—	5

関連する個別計画

- ・第3期男女共同参画のための藤井寺市行動計画

^{*}男女共同参画社会：男性も女性も、互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず自らの意思によって社会のあらゆる分野において個性や能力を十分に発揮できる社会のこと。



3-3 地域コミュニティ活動の推進

現況と課題

- 少子化・高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、地域社会の連帯感の希薄化や地域活動の担い手不足などの問題が顕在化しています。
- 市民生活に最も身近な存在として自治会があり、住みやすい環境づくり、安全・安心なまちづくりに向けて様々な取組を進めていますが、ライフスタイルや住民意識の多様化により、自治会活動の担い手が不足し、従来行われてきた地域コミュニティ活動の衰退が懸念されます。
- 魅力的で活気ある地域づくりを進めていくためには、自治会活動の活性化が重要となっていることから、地域における連帯感の醸成や誰もが地域活動に参加しやすい環境の充実を図ることが必要です。
- 今後も市民の手による公益活動の輪を広げて様々な地域課題に対応できるよう、持続可能なまちづくりに向けた取組を推進していくことが必要です。

施策の基本方針

持続可能な個性が輝くまちの実現に向けて、地域コミュニティ活動の持続性を図るほか、あらゆる世代が積極的に地域活動に参加でき、市民一人ひとりが望むような暮らしやすい地域づくりを推進します。

主要施策

1 地域自治活動への支援

- 地域の創意工夫により活発な活動を展開し、魅力と個性あふれた地域づくりに向けて支援します。
- 地区自治会への加入と活動への参加の促進を図ります。
- 地区自治会活動の拠点となる集会施設の整備を支援します。

2 地域コミュニティ活動への参加促進

- より多くの市民がコミュニティ活動に関心を持ち、気軽に参加できるよう様々な活動に関する情報発信や活動に参加するためのきっかけづくりを進めます。

協働の取組

- 地区自治会をはじめ、多様な地域活動と連携し、地域の連帯感の醸成や暮らしやすい地域づくりを進めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
自治会加入率	%	72.0 (平成27年4月1日)	75.0

関連する個別計画

- ・藤井寺市「協働のまちづくり」基本指針



自治活動



地区ふれあいまつり



4 にぎわいと新たな活力を生むまちづくり

4-1 商工業の振興

現況と課題

商業

- 近年の社会経済情勢をみると、人口減少等による国内市場の縮小がもたらす売上減少、消費者志向の変化、流通の多様化、安価な海外品の流入や取引のグローバル化*などが進んでいます。
- 本市においては、新規出店の補助金制度を活用し、市内事業者の増加に努めているほか、商工会・大学・地域金融機関との新たな連携施策を展開しています。
- 今後、小売業やサービス業等の経営基盤の強化や新規出店、事業承継等に向けた支援を進めるため、関係機関と連携した各種融資制度の活用や相談事業等の充実を図ることが必要です。
- また、商店街を取り巻く環境は厳しさを増しており、商店街の衰退による消費者の買い物環境が悪化することが懸念されます。
- 商店街には大型店にはない多様性や魅力があることから、大型店との連携を図りつつ、商店街の良さを引き出し、地域に即した商店街の活性化を図ることが求められています。

工業

- 本市には、金属製品やプラスチック製品製造業を中心に、多岐にわたる分野の事業所が立地しており、都市圏への近接性、交通利便性などの立地条件の優位性を活かした経営が営まれています。
- しかし近年、経営者の高齢化や後継者不足などによる事業所数の減少が課題であり、今後の労働力を確保するため、関係機関との連携を図り、技術と技能を継承・高度化できる人材育成の支援が求められます。
- あわせて、市内の工場や事業所に対しては、事業の維持・発展のために必要な支援を行うとともに、優良企業情報の発信や企業間のネットワーク強化に努め、競争力の向上と経営基盤の強化を図る必要があります。

施策の基本方針

商業の振興については、商店街活動の活性化を促進し、魅力ある商店街の形成を支援するとともに、小売業、サービス業等の経営基盤の強化や新規出店を支援します。また、工業の振興については、工業の活性化により雇用促進、まちの活性化につながるため、中小企業支援を推進し、経営基盤強化を図ります。

主要施策

1 商店街活動の充実

- 関係団体との連携のもと、日常生活の中で必要とされる魅力ある商店街形成を図るため、支援策の強化に努めます。

2 商業・サービス業の振興

- 様々な経営の支援に関する情報提供等を通じて、新規出店の支援に努めます。
- 商工会・大学・地域金融機関と連携し、各種融資制度の周知に努め、利用促進を図ります。
- 広域からの集客を担う商業機能の整備に努めます。

3 事業承継支援の推進

- 経営者の高齢化や、後継者の不在による事業所等の廃業を防ぎ、地域に働く場を創出する事業承継支援の取組を推進します。

4 工業の経営基盤の充実

- 経営の安定化に向けて、情報提供やネットワークの強化に努めるとともに、国・府等の各種融資制度の周知に努め、利用促進を図ります。
- 企業の自社製品や技術力などの魅力を広く情報発信し、販路拡大や市場の開拓を支援します。
- 関係機関・団体との連携強化を図り、工業振興に向けた創業支援事業等の具体的な取組について検討協議を進めます。

5 技術と技能の継承

- 関係機関・団体と連携し、技術と技能を継承・高度化できる人材育成を支援します。

重点戦略に関連する施策

- 商店街活性化への支援
- 新規出店への支援
- 事業承継支援の推進
- 企業、商工会、金融機関、大学等との連携の場づくり

重点戦略2
まちなかにぎわいアップ
プロジェクト

協働の取組

- 商工会・大学・地域金融機関との連携強化を図り、商業・工業を推進します。
- 本市まちづくり協議会等の市民活動と連携し、商業の活性化を推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
商店街活性化・新規出店補助制度利用件数	件	11	15
販路開拓支援制度利用件数	件	1	5
買い物の便利さに満足していると答えた市民の割合	%	33.4	上昇

*グローバル化：政治・経済・文化など、様々な側面で、従来の国家・地域の垣根を越えた、地球規模で資本や情報のやり取りが行われる状態のこと。



4-2 都市型農業の振興

現況と課題

- 本市では、消費地に近接し、農地の多面的な機能を活かした都市型農業を確立するため、地域環境づくりを進めるとともに、生産者と住民の共生をめざして、地場農産物の地産地消[※]の推進をはじめ、地元幼稚園・小学校の児童を対象とした芋植え・芋掘りの体験学習などを実施しています。
- 今後、本市の環境を活かしながら持続的な農業の振興を図るため、新たな担い手の確保をはじめ、耕作放棄地の減少や農業用水の確保等に向けた基盤整備を進めていくことが必要です。
- また、朝市・トラック市・貸農園事業等を継続的に実施することにより、市民が気軽に農業にふれあえる機会を提供し、農業の魅力を伝えていくことが必要です。
- 今後の農業を考えた場合、特産品となる農作物の開発やブランドの構築など付加価値を高める都市型農業の振興が必要です。

施策の基本方針

農業生産基盤の整備を進めるとともに、地産地消や交流を育む都市型農業の推進を図ります。

主要施策

1 農業生産基盤の整備

- 農業を持続的な産業としていくため、新たな農業の担い手の育成・確保に努めます。
- 農業者の要望を踏まえ、安定的な農業用水の確保と浸水被害防止のため老朽化している樋門の改修等の整備促進を図ることで、生産性の高い農業の推進に努めます。
- 多面的な機能を発揮できるように地元水利組合と協力し、ため池の適正な管理及び改修に努めます。

2 都市型農業の推進

- 朝市・トラック市・貸農園事業など農業者と市民との交流を図り、幅広く農業に対する理解と認識を深めるための取組を推進します。
- 食農教育の一環として学校給食への地元野菜の提供や、学習農園を利用した交流により地産地消の推進を図ります。
- 本市の特産品となる農作物の開発、ブランドの構築、そして六次産業化[※]を推進します。

重点戦略に関連する項目

- 都市型農業の推進

重点戦略2
 まちなかにぎわいアップ
 プロジェクト

協働の取組

- 朝市・トラック市において市民と農家との直接交流を図ることにより、農家の生産意欲の向上と市民の農業への理解を深めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
朝市・トラック市の参加人数	人/回	150	150



田植え体験



じゃがいも掘り体験



ふじいでら朝市・トラック市

※地産地消：地元で産した物を地元で消費すること。
 ※六次産業化：第一次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービス展開のような、第二次産業（製造）や第三次産業（サービス）にまで及ぶこと。



4-3 観光の振興

現況と課題

- 国においては、観光立国の実現に向けて様々な観光振興施策が進められています。
- 観光の目的や旅行の形態などのニーズが多様化する中、その地域でしかできない体験や交流を通じて、感動や達成感を得ることができる体験型観光を推進していくことが求められます。
- 本市においては、観光協会・観光ボランティアの会をはじめとする関係先との連携のもと、本市ならではの歴史文化資源等を活かして、イベントの実施や観光ガイド等の取組を進めているほか、観光案内所の設置、観光情報の発信等に取り組んでいます。
- また、民間の観光まちづくり団体である「まなリンク協議会」が、地域資源の発掘活動や様々なイベント、情報発信を行うなど、本市の観光振興や地域活性化に取り組んでおり、市民が主体となった地域活動が広がっています。
- 今後は、市民団体や民間事業者等と連携しながら、歴史文化資源以外の地域資源もより一層活用し、地域活性化をもたらすまちなか観光を推進していく必要があります。
- また、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録への対応を含め、観光プランのターゲットに対応した観光メニューをそれぞれに適したPR方法でプロモーションし、幅広く観光客を誘客していくことが必要です。

施策の基本方針

藤井寺市まちなか観光創造プラン等に基づき、豊かな歴史文化資源の魅力を積極的に活用したまちなか観光を推進し、本市ならではの地域文化を活かした観光コンテンツの開発とその展開に努めます。また、ターゲットに応じたプロモーション活動の推進により、幅広く観光客の誘客を図ります。

主要施策

1 魅力ある観光コンテンツの開発

- 本市の特性を活かした観光コンテンツの開発を進めるとともに、観光資源と各種イベントとの連携により、市内の回遊性の向上を図り、観光客の誘客を推進します。
- 観光ウェブアプリをはじめとする多様な情報媒体を効果的に活用し、ターゲットに応じた分かりやすい情報を継続的・積極的に発信することで、市のイメージアップや国内外からの観光の振興・発展を図ります。

2 「食」の魅力向上、特産品の開発・販売促進

- 市内の飲食店やショップ、あるいは市民の食生活等を「食」にまつわる生活文化として、魅力の向上と発信を図ります。
- 市内事業者との連携により、既存の地域資源を活用した商品やサービス展開を促進するとともに、土産・特産品の開発・販売促進を進めます。

重点戦略に関連する施策

- 様々なターゲットに応じた情報発信による誘客の促進
- 魅力ある観光コンテンツづくりの推進
- 「食」の魅力向上、特産品等商品開発・販売促進
- 観光振興を担う人材育成、体制整備の推進
- 来訪者の利便性の向上
- 近隣自治体、民間事業者等との連携
- 大学との連携強化

重点戦略2
まちなかにぎわいアップ
プロジェクト

協働の取組

- 観光客のニーズに対応する多様なサービスを提供するため、関連する団体等の連携強化を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
観光案内所来館者数	人	11,300	12,000
観光ウェブサイトのアクセス件数	件	—	6,000
多言語表記の市内歴史的資産説明板（2言語）	箇所	18	24
市ホームページの多言語解説歴史的資産（8言語）	箇所	4	50

関連する個別計画

- ・藤井寺市まちなか観光創造プラン



特産品のいちじくと道明寺糰



観光情報の発信



4-4 世界文化遺産関連施策の推進

現況と課題

- 世界文化遺産は、世界遺産条約に基づいて世界文化遺産リストに登録された人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ物件のことで、これらは保護・保全・公開するとともに、将来の世代に伝えていくことが求められます。
- 本市では、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産への登録に向けて、古墳に影響する景観を保全するため、古墳群の周囲に緩衝地帯を設定することや来訪者対策として、外国人来訪者への古墳の説明に必要となる翻訳の実施等を進めています。
- また、地域の機運醸成を図るため、観光ボランティアと協働し、市民まつりなどのイベントを通じて世界文化遺産についての認識を深めるきっかけづくりに取り組んでいます。
- そのほか、平成27年度には商工会、観光協会、ライオンズクラブなど、民間が主導となり、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録を応援する「もずふる応援隊」が発足しています。
- 児童が自分たちの住む藤井寺に誇りを持ち、文化財を守ろうとする心を育むことを目的に、市教育委員会が作成した副読本を活用し「世界遺産学習」を実施しています。今後も、郷土の歴史に愛着と誇りを持ち成長していくことができるよう、小学校・中学校のそれぞれの実態に応じた「世界遺産学習」の多様な取組を進めることが求められます。
- 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けては、構成資産の調査・研究を行うとともに、受け入れ態勢の整備やガイダンス機能の強化、周辺環境の整備など、世界文化遺産にふさわしいまちとして整備し、にぎわいのあるまちづくりを進める必要があります。
- さらに、世界文化遺産登録について市民意識の醸成を図るとともに、百舌鳥・古市古墳群及び市民の活発な推進活動を広く発信することが必要です。

施策の基本方針

百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録実現に向けた調査・研究をはじめ、情報発信、機運醸成に取り組むとともに、来訪者に対する適切な案内・誘導などの環境整備を進めます。

主要施策

1 来訪者に対する適切な案内・誘導のための環境整備

- 市、交通事業者、観光業関係者等の連携により、藤井寺駅周辺南地区を玄関口として利用拡大を図るとともに、百舌鳥・古市古墳群へのアクセスについて検討を進めます。
- 駐車場やトイレ、レンタサイクル、ガイダンス施設の整備など、来訪者対策を進めます。

2 百舌鳥・古市古墳群の情報発信

- 多様な情報媒体を通じて、百舌鳥・古市古墳群に関する情報発信に努めます。
- ボランティアガイドとの連携を図り、来訪者への案内の充実を図ります。

3 世界文化遺産登録活動の推進

- 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向け、関係機関との協議や連携を図りながら、構成資産の調査・研究を進めます。
- 世界文化遺産登録に向けて市が一体となって機運醸成を図り、地域の貴重な財産を活用した観光など、他の分野の事業と連携しながらまちづくりへの取組を進めます。

重点戦略に関連する施策

- 世界文化遺産登録に向けた機運の醸成
- 世界文化遺産登録への取組を契機としたプロモーション活動の推進
- イベント・シンポジウムの開催、新聞・雑誌・テレビ・ホームページ・SNS等各種媒体を活用したPRの推進
- 古市古墳群を学び、周遊し、交流できる環境の整備

重点戦略2
まちなかにぎわいアップ
プロジェクト

協働の取組

- 観光ボランティアとの協働によるイベントの開催や、教育機関と連携した世界遺産学習の実施、企業、団体と連携した世界文化遺産登録に向けての機運の醸成を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
百舌鳥・古市古墳群の国内推薦決定	—	—	早期の推薦決定
百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録	—	—	早期の登録
ガイダンス施設への年間来訪者数	人	14,897	20,000

関連する個別計画

- ・藤井寺市まちなか観光創造プラン
- ・百舌鳥・古市古墳群を活用した地域活性化ビジョン



古市古墳群を訪ね、守る ウォーク&クリーン



古墳説明板



4-5 にぎわい・交流拠点づくりの推進

現況と課題

- 少子化・高齢化の進行と人口減少時代の到来等を踏まえ、健全な都市経営の中で地域の特性に応じた、コンパクトで調和のとれたまちの中心づくりを進めることが求められています。
- 藤井寺駅北地区では、土地区画整理事業[※]や地区計画の制定、市道藤井寺駅北線の改修工事等により、シンボルロードにおける景観づくりと防災面への配慮による電線類の地中化等を実施し、中心市街地として魅力と活力あるまちづくりを推進しています。駅南地区では、交通結節点機能[※]の強化や世界文化遺産登録をめざすまちにふさわしい玄関口としての検討を進めています。
- 土師ノ里駅・道明寺駅の周辺地区では、府道堺大和高田線の交差点改良、土師ノ里駅前広場の整備、東高野街道の景観舗装などを実施し、地域の歴史遺産を活用し、魅力あるまちづくりを推進しています。
- また、駅周辺のにぎわいづくり、活性化に向けて、「藤井寺駅周辺まちづくり協議会」や「道明寺まちづくり協議会」などの市民団体により、ハロウィンイベントや手づくり市、道明寺を舞台とした歴史まつり、まちなかイベント「ハル」など、様々なイベント等が開催され、まちの魅力向上につながっています。
- 市街化調整区域においては、道路整備が進む中、秩序ある土地利用の推進を図っていく必要があります。

施策の基本方針

市民との協働により、効率的で持続可能な都市を構築するため、市街地における魅力ある拠点づくりなどを通じて、都市機能を集約した市街地形成を図ります。

主要施策

1 駅周辺の拠点機能強化

- 駅周辺への都市機能の誘導や交通結節点機能の強化等により、利便性の高いコンパクトなまちづくりを推進します。
- 駅周辺については、世界文化遺産登録とも連携した、市の玄関口としてふさわしい景観づくりを推進します。

2 にぎわい・交流創出事業の推進

- 藤井寺駅周辺まちづくり協議会や道明寺まちづくり協議会等のまちづくり団体と連携し、にぎわい・交流を創出するイベント等の様々な事業を推進します。
- 空き家や空き店舗をうまく活用することで、来訪者を呼び込み、にぎわいづくりにつなげます。

3 市街化調整区域のあり方検討

- 都市計画道路八尾富田林線の整備にともない、都市計画マスタープランへの位置づけを図り、秩序ある土地利用の推進やまとまった農地の保全など、将来の土地利用のあり方や誘導方策を検討します。

重点戦略に関連する施策

- 駅周辺の拠点機能強化
- 駅周辺活性化事業によるにぎわいと魅力の創出
- 空き家、空き店舗を活用したにぎわいづくりの推進

重点戦略2
まちなかにぎわいアッププロジェクト

協働の取組

- 本市まちづくり協議会等の意見・提案を反映させた魅力あるまちづくりを進めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
市街化調整区域内の土地所有者が土地利用方針の話し合いに参加したい割合	%	41.6	60.0
市内駅乗降客数（3駅合計）	人	49,959 （平成27年11月10日）	増加

関連する個別計画

- ・藤井寺市都市計画マスタープラン



☆デラハロ☆ Happy Halloween in 藤井寺



大坂夏の陣 道明寺合戦まつり

※土地区画整理事業：都市計画区域内の土地について、道路・公園・河川等の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の施設の新設又は変更に関する事業のこと。
※交通結節点機能：異なる交通手段等を相互に連絡する乗り換え・乗継施設のこと。具体的には、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場などがあげられる。



5 歴史文化と調和し、多様な交流を広げるまちづくり

5-1 歴史文化の保全・継承

現況と課題

- 市内には、史跡国府遺跡と史跡古市古墳群の2つの国史跡をはじめ、寺社や仏像などの国宝、重要文化財等の豊富な歴史資産があります。
- これらの歴史資産は本市の財産であるとともに、適切に保全し、未来に継承していくことが重要となります。
- こうした中、百舌鳥・古市古墳群については世界文化遺産登録をめざしており、調査・研究や適切な保全が求められています。
- また、その他の文化財や史跡についても、かけがえのない貴重な資産であることから、市民と行政が一体となり、地域生活と密着した歴史資産としてその保全・継承・活用が求められます。
- 地域の歴史・文化の理解の促進に向けて、各種講座をはじめとし、各施設への展示、出土遺物の貸し出し、体験学習及び世界遺産学習への講師派遣など様々な取組を実施しています。
- 今後、文化財に関する情報を効果的に発信するとともに、歴史資産が集積された本市への来訪者の受け入れ態勢についても充実させる必要があります。
- さらに、市民が藤井寺市に誇りや愛着を感じ、これまで守り伝えられてきた歴史・文化を学び、それを未来に継承・発展させることが必要です。

施策の基本方針

本市の歴史文化を後世へ確実に継承するとともに、国内外からの来訪者に向けてその文化的価値の理解を深めるため、効果的な情報発信に努めます。また、埋蔵文化財の保護をはじめ、その他文化財、史跡の保全・活用を図り、歴史文化の薫り高いまちづくりを進めます。

主要施策

1 文化財情報の発信

- 文化財の特性や保全に配慮しつつ、多様な情報媒体を通じて広く文化財情報の発信に努めます。
- 歴史資産を活かした講座や学習の場を通じて、地域の歴史・文化についての情報発信と理解の促進に努めます。
- 藤井寺の歴史に関する図書を刊行し、子どもたちの郷土の歴史に対する愛着や誇りをより高めます。

2 文化財及び埋蔵文化財の適切な保全・継承

- 市内に所在する埋蔵文化財について保護するため、調査・研究を進めます。
- 市内に所在する文化財の調査・管理・保全に努めるとともに、市民への公開展示等を行います。
- 文化財及び埋蔵文化財は藤井寺らしさを生み出す貴重な資産であることから、市民とともに適切に保全し、次世代に継承します。

3 史跡等の環境整備の推進

- 国史跡指定地については公有化を推進し、積極的な整備・活用を進めます。
- 貴重な歴史資産である国史跡に未指定の古墳は、積極的に史跡指定を図ります。
- 全体的な整備計画を策定し、計画に基づく環境整備を推進することにより、歴史資産としてふさわしい環境での保全を図ります。

4 来訪者受け入れ態勢の充実

- 周辺の景観に配慮するとともに、利便性が高く、魅力のある案内表示や説明板の整備を進めます。
- 安全に歩いて回れる歴史空間の創出に向けて、歩行者ネットワークの整備等を検討します。

重点戦略に関連する施策

- 古市古墳群の保全・活用

重点戦略2
まちなかにぎわいアッププロジェクト

協働の取組

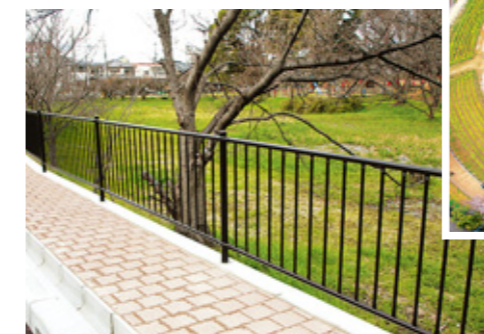
- 史跡国府遺跡と史跡古市古墳群の二つの国史跡において、市民協働による清掃活動などを実施し、史跡の保全に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値(平成27年度)	目標値(平成31年度)
史跡の指定面積	m ²	136,852.96	142,875.40

関連する個別計画

- ・藤井寺市教育振興基本計画
- ・国史跡古市古墳群保存管理計画



津堂城山古墳遊歩道



津堂城山古墳



5-2 都市景観の保全・形成

現況と課題

- 景観法が施行されてから、良好な景観の形成に向けた認識が高まっています。
- 本市では、景観計画に基づく文化性の高い住宅都市にふさわしい良好な景観づくりを進めているほか、古墳群の保全及び周囲の景観形成に向けて、高度地区、景観地区を指定し、古墳群と調和した景観形成に取り組んでいます。
- 誰もが住み慣れた環境でいつまでも快適に暮らしていくためには、まちの個性を活かした良好な景観づくりを推進していくことが重要となります。
- 今後、景観に関して市民への理解を深め、景観形成の意義を広く伝えるため、啓発活動を継続的に行うとともに、本市の特色である歴史文化との一体的な景観形成を推進する必要があります。
- また、各区域の地域特性を踏まえた景観誘導の方向性を検討するとともに、景観資源の保護に努める必要があります。

施策の基本方針

藤井寺市らしい景観の形成を図るため、地域特性を踏まえた景観誘導の方向づけを行うとともに、景観が市民共通の資産であることへの意識醸成や、受け継がれてきた景観の適切な保全に努めます。

主要施策

1 藤井寺らしい景観の形成

- 市民の景観への理解を深め、機運醸成を図るため、継続的に啓発活動を行います。
- 古市古墳群等の豊富な歴史資産と調和を図りながら、一体的な都市景観づくりに努めます。

2 都市景観の形成のための規制、誘導

- 地域特性を踏まえた景観誘導の方向性についての検討を進めます。
- 地域の景観資源については、景観法を効果的に活用し、良好な都市景観の形成が図られるよう検討を進めます。
- 景観に配慮した屋外広告物が適正に掲出されるよう、支援制度の活用を含め、啓発活動の強化に努めます。

重点戦略に関連する施策

- 景観整備による魅力的な空間づくり
- 古墳群と調和した景観形成の推進

重点戦略2
まちなかにぎわいアッププロジェクト

協働の取組

- 良好な景観づくりの推進に向けて、市民との協働により景観資産の保全・活用に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度末）	目標値（平成31年度末）
市民への景観に関する啓発活動通算回数	回	6 (平成27年度末)	18 (平成31年度末)

関連する個別計画

- ・藤井寺市都市計画マスタープラン
- ・藤井寺市景観計画



葛井寺周辺の歴史的なまちなみ



まちなみ緑化



5-3 道路整備の推進

現況と課題

- 道路は地域活力の向上や市民の生活利便性の向上を図る上で重要な役割を担っており、都市の発展に欠かせない重要な都市基盤です。
- 本市では広域的な幹線道路の整備として、都市計画道路八尾富田林線の大府事業の早期整備を目的に、八尾市・羽曳野市・富田林市とともに、構成する整備促進協議会による要望活動を実施しています。
- 今後、八尾富田林線の早期整備を進めるとともに、市実施の都市計画道路北条大井線についても整備を進めることが求められます。
- また、市内の生活道路については、防災面や交通面での安全性を高めるため、適正な管理に努めるとともに、安心して利用できる道路づくりを進める必要があります。

施策の基本方針

道路ネットワークの充実を図るため、広域幹線道路[※]網の整備促進と都市計画道路の整備を進めます。また、市民生活に欠かせない快適な道路づくりとして、通学路の安全対策や、歩行者、自転車が安全・安心に利用できる、人にやさしい道づくりを進めます。

主要施策

1 広域幹線道路の整備

- 近隣自治体との連携のもと、都市の活性化に寄与する広域かつ機能的な広域幹線道路の早期整備について、あらゆる機会を活用して積極的に働きかけます。

2 都市計画道路の整備

- 都市基盤の骨格となる都市計画道路について、社会状況の変化等を踏まえながら整備を図ります。

3 生活道路の整備

- 生活の利便性と安全性の向上に向けて、適切な維持管理をはじめ、沿道住民の理解と協力のもと、狭隘道路についても、道路整備計画を策定するなど、計画的な整備を進めます。

4 計画的な維持管理・保全、修繕

- 橋梁の長寿命化修繕とあわせて、路面の良好な状態を保つための維持管理・保全、修繕に計画的に取り組みます。
- 修繕とあわせて段差箇所の解消（バリアフリー化）や、通学路での安全対策強化の整備検討に取り組みます。

5 世界文化遺産登録の取組と連携した道路整備

- 世界文化遺産登録の取組と連携し、観光ルート上効果の高い道路での修景整備の検討を行います。

協働の取組

- 道路事業の適正な実施に向けて、市民、事業者等との協働により、長期的な視点での整備運営を行うとともに、ニーズや問題点を把握し、道路の利活用についても検討します。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
橋梁長寿命化修繕実施数（全19橋）	橋	0	7

関連する個別計画

- ・橋梁長寿命化修繕計画



市道藤井寺駅北線

※広域幹線道路：主要幹線道路のうち、国道など、複数の生活・経済圏を連絡する道路のことをいう。



5-4 公共交通の充実

現況と課題

- 高齢化が進んでいる中、市民の日常生活を支える移動手段として公共交通は重要であり、市民・交通事業者・行政が一体となって活性化に取り組む必要のある分野です。
- 本市の公共交通網は、近畿日本鉄道株式会社の南大阪線と近鉄バス路線、公共施設循環バスから構成されています。
- 近年、自家用車の普及にともない、市内鉄道各駅の乗客数は減少していますが、今後高齢化が進むことで、自動車の運転を控える人が増加することも予測されます。
- そのため、公共交通の利用率の向上を図ることが重要となっており、列車の乗客数の増加と鉄道駅へのアクセスとしてのバス路線の強化や、公共施設循環バス路線の見直し等が求められています。

施策の基本方針

公共施設や商業用施設などの利便性向上を図るため、関係機関とも連携しながら、公共交通の充実に努めます。

主要施策

1 公共交通の利便性の向上

- 市民ニーズを把握し、運行形態や停留所などの見直しについて検討し、継続的な改善を図ることで公共施設循環バスの充実に努めます。
- 鉄道、路線バス、公共施設循環バスなどの役割と確保すべきサービスを明確にし、ネットワークの充実に図り、空白地域の解消に向けた交通手段の検討を進めます。

2 民間事業者と連携した公共交通の利用促進

- コンパクトなまちづくりの推進の観点から、民間バス路線とも連携した、駅周辺の交通結節機能の強化や、利用促進策の検討などを行います。
- 乗り換えの利便性の向上に努めることにより、観光誘客に向けた取組を推進します。

協働の取組

- 公共交通の利便性の向上を図るため、市民・交通事業者とともに研究、検討を行います。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
公共施設循環バスの利用者数	人	34,676	35,000



公共施設循環バス



6 快適で良好な生活空間のあるまちづくり

6-1 上水道事業の推進

現況と課題

- 上水道は市民の暮らしを支える上で必要不可欠で大切なライフライン^{*}となっており、安定した給水体制を確立するため、水道施設の整備・維持管理に努める必要があります。
- 人口減少や経済社会の影響等により、水需要が伸び悩み、経営の根幹である料金収入も見込めない状況にあります。
- 本市では、計画的に耐震管路整備、浄水場施設の更新に取り組み、安全で安定した水の供給に努めるとともに、水道事業の安定経営に向け効率化を図っています。
- 今後も収入の伸びが減少傾向へ向かうことが予測されるため、技術の継承、危機管理における人員不足と事業費抑制の限界まで到達することが予測されます。
- 水の安定供給を行うため、上水道施設の更新工事を計画的に進めるとともに、有事・災害に備え耐震化等を行う必要があります。
- また、合理的・効率的な事業を展開し、健全で安定した水道経営を図ることが求められています。

施策の基本方針

安全で安定した水の供給に努めるため、上水道施設の更新・耐震化等を進めるとともに、効率的な事業経営を行います。

主要施策

1 上水道施設の充実

- 老朽施設・設備の計画的な改良・更新工事や適切な維持管理、有事・災害時における強い施設の構築により安定した水道水の供給を図ります。
- 水道管理体制の充実に努め、安全で安定した水の供給に努めます。

2 効率的な水道事業経営

- 安定した水道事業の持続に向けて、職員の技術力の向上や事業費抑制に努め、効率的な水道事業経営を推進します。
- 運転管理・料金徴収業務の委託や水質検査の広域共同化等により、業務の合理化・効率化を図ります。

協働の取組

- 安定した水道事業を展開するため、市民や団体等とのコミュニケーションの充実・強化に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
道明寺浄水場施設更新率	%	0	83
耐震適合性を有する管の全体に占める割合	%	31	35
鉛製給水管の残存箇所数	箇所	112	0

関連する個別計画

- ・道明寺浄水場施設更新事業計画
- ・第六次配水管整備事業計画
- ・鉛製給水管布設替計画

^{*}ライフライン：主にエネルギー、水供給施設、交通施設、情報施設などの日常生活に必須となる設備、施設のこと。



6-2 下水道事業の推進

現況と課題

- 快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で、公共下水道事業は非常に重要です。
- 本市では、公共下水道整備（汚水）に努めていますが、整備済人口普及率は大阪府全体での普及率よりも下回っていることから、整備が急務であるとともに、今後は既設公共下水道施設の耐震化対策に取り組んでいく必要があります。
- 集中豪雨などの想定を超える降雨による浸水被害など市民生活への被害リスクが増大していることから、雨水幹線の整備や浸水対策についても課題となっています。
- 「下水道ストックマネジメント計画」の策定により、雨水ポンプ場及び公共下水道施設の計画的な改築等による老朽化対策に取り組んでいく必要があります。
- 公共下水道事業には多額の費用が必要となることから、事業の経営改善に向けて、効率的な管理体制の整備や事業経営に努める必要があります。

施策の
基本方針

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道の整備や水洗化を促進するとともに、計画的で効率的な管理体制の整備と事業経営の推進に努めます。

主要施策

1 公共下水道の整備及び水洗化の普及促進

- 快適な生活環境の確保と河川等の水質保全を図るため、公共下水道の整備を促進します。
- 戸別訪問による水洗化の啓発及び促進に努め、水洗化率の向上を図ります。

2 雨水・浸水対策の充実

- 集中豪雨による浸水被害を解消するため、雨水ポンプ場及び雨水幹線の整備等を計画的に推進します。

3 適正で効率的な公共下水道事業の運営

- 公共下水道施設・設備の計画的、効率的な管理体制の強化を図ります。
- 地方公営企業会計への移行を進め、より適正で効率的な公共下水道事業を推進するため、経営の健全化に努めます。

協働の取組

- 下水道の必要性や重要性についての理解を促進し、効率的な公共下水道事業を実施するため、市民や団体等とのコミュニケーションの充実・強化に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
下水道整備済人口普及率（人口普及率）	%	77.2 （平成27年度末）	81
供用開始区域水洗化人口普及率（水洗化率）	%	89.9 （平成27年度末）	90

関連する個別計画

- ・大阪湾流域別下水道整備総合計画
- ・藤井寺市流域関連下水道事業計画
- ・南部大阪都市計画
- ・社会資本総合整備計画（藤井寺市における水環境整備事業（その2））



6-3 住環境整備の推進

現況と課題

- 住宅や住宅を取り巻く環境については、少子化・高齢化の進行や生活様式の多様化等により変化しており、様々な課題への対応が求められています。
- 国において、住宅・建築物のより一層の耐震化を促進するため、耐震対策緊急促進事業が創設されたほか、地域住民の生活環境を保全することなどを目的に、空き家等に関する施策の推進が求められています。
- 本市においては、耐震診断・耐震改修への補助金制度を設け、普及啓発を行っており、耐震への関心を高める上で一定の成果をあげています。
- 耐震診断実施者数は増加していますが、改修まで至る件数は少なく、耐震化率は伸び悩んでいる状況です。
- また、道路や公園等の都市基盤整備や用途地域^{*}にみあった住宅敷地の規模設定を促し、ゆとりある住空間の形成を図っています。
- 一方で、適正な管理が行われていない老朽空き家等が多く、良好な住環境創出の妨げとなっています。
- 今後、誰もが安全・安心に暮らすことができるよう、建築物の耐震化をはじめ、空き家の適正管理や有効活用等について取り組むことが必要です。
- そのほか、多様化する生活様式に対応するため、住民ニーズに即した住環境を整備していくことが必要です。

施策の基本方針

空き家対策の推進や建築物の耐震化により、安全で安心して快適に暮らせる住環境の整備を進めるとともに、住民のニーズや時代の変化に対応した住宅政策により、定住人口の増加を図ります。

主要施策

1 空き家対策の推進

- 空き家等の実態を把握し、市の実情に即した空家等対策計画の策定を検討します。
- 衛生上著しく有害であるものや倒壊の危険性のある空き家の所有者等の適正な管理を求め、快適な生活環境の確保を図ります。
- 有効活用が可能な空き家については、利活用の方策の検討を進めます。

2 建築物等の安全対策の推進

- 民間住宅の耐震化を推進し、災害発生時の家屋の倒壊や、これにともなう避難上の支障の発生を防ぎ安全なまちづくりを進めます。
- 緊急車両の進入や避難上支障のある狭隘道路の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。

3 住民ニーズに対応した住宅政策の推進

- 敷地規模や専有面積、必要駐車台数等を定めた開発指図書要綱の施行基準について、必要に応じて見直しを行います。
- 住宅マスタープランを策定し、市全体の住宅政策のあり方を位置づけるとともに、民間等とも協働した住宅政策を推進します。
- 住環境の質的向上を目的とした、地域地区の適切な運用と見直しの検討を行うとともに、地区計画や協定制度の活用といった市民主体のまちづくり支援などを推進します。

協働の取組

- 良好な住環境の創出に向けて、市民や団体との協働により空き家の利活用の方策について検討します。
- 災害の発生に備え、旧耐震基準で建築された建物は、耐震診断、耐震改修などの実施に努めるなど、行政や市民、事業所等が一体となって安全なまちづくりに取り組みます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
住宅の耐震化率	%	83 (平成27年度末)	88

関連する個別計画

- ・大阪府耐震改修促進計画
- ・藤井寺市耐震改修促進計画

※用途地域：快適な都市環境を形成する土地利用の基本的な枠組みで、住居系、商業系、工業系など全12種類の用途地域がある。



6-4 緑とうるおいある環境の創出

現況と課題

- 市民に憩いや安らぎをもたらすとともに、個性あるまちづくりを進める上で、緑とうるおいのある環境の創出は重要な要素となります。
- 本市では古墳・史跡・公共施設・河川・池などを活用した公園の新設や既存の公園の修繕に取り組むとともに、市域全体の緑の景観の効果的な維持・保全に努めています。
- 引き続き公園施設の修繕等に取り組むとともに、古墳・史跡・公共施設・河川・池などの周辺環境や市民が利用しやすい公園づくりを進める必要があります。
- また、幼児から高齢者まですべての人が安心して憩える場の創出に向けて、景観と市民生活に配慮した緑化を進めるとともに、樹木の適切な管理や緑化啓発を行うためのボランティアの育成と確保に努め、自然と共生したまちづくりに取り組む必要があります。

施策の基本方針

うるおいと安らぎのある生活空間を確保するため、地域特性を活かし、誰もが安全・安心に利用できる公園づくりや緑化を進めるとともに、水に親しむ環境の保全・創出に努めます。

主要施策

1 市域の特性を活かした公園づくり

- 古墳、史跡、公共施設、河川、池など周辺の環境や、地元住民に配慮した公園づくりをめざします。

2 「緑」の保全・育成

- 生態系の保全や緑の景観形成などの機能を持つ古墳や史跡、ため池などの緑を保全し、自然と共生したまちづくりを進めます。
- ヒートアイランド現象の対策として、建築物の屋上・壁面等に敷地内緑化を促進します。
- 地域ぐるみ、市民ぐるみで総合的な緑化推進を図るための人材の育成・確保に努めます。

3 「うるおい」の創出

- 古墳や河川、池などの自然を利用した親水環境の保全・創出を進め、地域住民とともに、公園や緑地、まちかどのオープンスペースなどに小さくても身近なうるおい空間の創出に努めます。

協働の取組

- 市民や自治会等と連携しながら、身近な緑の保全や、既存の公園等の活用を図ります。
- 幅広い市民の憩いの場としての公園づくりをめざすとともに、緑化フェスティバル等の市民の緑化への理解を深める場の提供に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
緑化フェスティバルの参加者数	人	3,000	3,500



藤井寺市緑化フェスティバル



ふじみ緑地



7 すべての市民が輝き、健やかで、皆で支え合うまちづくり

7-1 地域福祉の推進

現況と課題

- 少子化・高齢化やライフスタイルの変化などにより、地域社会での福祉課題が多様化する中、地域における助け合い・支え合いの相互扶助機能が弱くなる傾向にあることから、行政と連携しながら地域住民自身が解決方法を考え、自ら実行する中で、福祉の増進を図る「地域福祉」の重要性が増しています。
- 本市では、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア等が中心となって福祉活動を行っています。
- 今後、様々な機会を通じて、市民の地域福祉意識の醸成に努めるとともに、地域住民や各種地域福祉団体との協働による自主的な福祉活動を支援していく必要があります。
- また、地域で支援を必要としている人に対して、総合的にサポートできるよう、セーフティネットの推進を図ることが必要です。

施策の基本方針

住み慣れた地域や家庭で誰もが安心して自立した生活ができるよう、地域のネットワークづくり、地域を担う人づくりにより、地域福祉の充実を図るとともに、地域住民、福祉団体等との協働により、住民主体の地域福祉活動を推進します。

主要施策

1 地域福祉意識の醸成

- 市民の地域福祉に対する理解と関心を高め、誰もが地域福祉の担い手となって、交流活動やボランティア活動に参加できるような機運の醸成に努めます。

2 地域福祉活動への支援

- 地域福祉活動を支援するため、活動場所の提供や福祉ボランティア等の人材の確保に努めます。
- 各中学校区別に地域福祉活動をコーディネートするコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置することをめざします。

3 地域福祉のセーフティネットの推進

- 生活困窮者などの就労による経済的自立を支援するため、就労支援員の確保及び質の向上を図り、就労支援を充実し、早期の自立促進を図ります。
- 関係機関と連携し、適切な相談・支援が受けられる体制の整備に努めます。

協働の取組

- 地域社会が抱える様々な福祉課題を解決するために、市民と協働して地域福祉の推進に取り組みます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
藤井寺市立福祉会館の年間稼働率	%	30	40
ボランティアセンターの個人ボランティア登録者数（各年度3月末日時点）	人	137	190
コミュニティソーシャルワーカーの配置人数	人	2	3

関連する個別計画

- ・藤井寺市地域福祉計画



パープル&社協フェスタ



7-2 障害者福祉の推進

現況と課題

- 「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正されたことや「障害者虐待防止法」並びに「障害者差別解消法」の成立、また、障害児支援の強化を図るため、児童福祉法が一部改正されるなど、障害者施策に関する法整備が進んでいます。
- 本市では、障害福祉サービスの提供について制度に則り適切に対応していますが、市内の通所施設、グループホームや療育施設などの社会資源の不足等の課題もあります。
- 今後、障害のある人が自立して暮らすことができるよう、社会情勢の変化や障害のある人のニーズを適切に把握し、質の高いサービスが提供できる体制の整備を図るとともに、一人ひとりの状態に応じた支援や就労、社会参加に関する環境整備を進めることが必要です。
- また、障害の有無に関わらず、地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民が障害や障害のある人について正しく理解するとともに、地域全体で支え合うことが重要となります。
- さらに、誰もが自由に安心して出かけることができるとともに、公共施設等を利用することができるよう、バリアフリー化を推進することが必要です。

施策の基本方針

障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、あたり前に働ける社会の実現をめざし、身近な場所で質の高い障害福祉サービスが利用できる体制の充実を図るとともに、地域の理解・協力の一層の拡大に努め、さらなる地域生活の実現と社会参加を推進します。

主要施策

1 広報・啓発活動の推進

- 障害者差別解消法等に基づき、差別解消や合理的配慮の考え方についての啓発活動を推進します。
- 市広報紙やホームページ、情報メディア等の効果的な活用を図り、障害や障害のある人についての正しい理解の促進を図ります。
- 法改正にともなう障害福祉制度に関わる周知・啓発等について適切な対応を図ります。

2 地域における生活支援の充実

- 必要なサービスを自らの意思で選択し、利用できるよう、各種サービスの質と量の確保に努めるとともに、提供体制の整備に努めます。
- 施設入所者の住み慣れた地域への移行促進に向けて、相談支援事業所におけるマネジメント体制[※]を整備し、総合的な在宅支援を行います。
- 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、協力体制の整備に努めます。

3 社会参加と就労への支援

- 障害のある人の社会参加意識を高め、地域における交流活動を支援します。
- 特別支援学校、ハローワーク、企業等と連携し、就労やその定着のための支援体制の整備に努めます。
- 障害のある人の雇用に関する周知・啓発に努め、雇用促進を図ります。

4 福祉のまちづくりの推進

- 公共施設等のバリアフリー化を促進するとともに、障害のある人をはじめ、すべての人が安心・快適に利用できるよう、「バリアフリー新法」や「大阪府福祉のまちづくり条例」の周知を図り、事業者等への理解促進と施設の整備、改善を要請していきます。

協働の取組

- 今後も障害者団体と協働し、啓発活動を行います。
- 障害福祉計画の策定等、市の障害者施策の方向性を検討する審議会等に、障害のある当事者を引き続き委員に選任します。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
差別解消法にかかる啓発活動の実施の有無	—	未実施	実施
計画相談支援の利用人数	人/月	50	101

関連する個別計画

- ・藤井寺市障害者計画
- ・藤井寺市障害福祉計画

※マネジメント体制：障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援するための体制。



7-3 高齢者福祉の推進

現況と課題

- 高齢化のさらなる進展により、支援を必要とされる方が増えています。また、ニーズも多様化しており、地域の実情に応じた柔軟な対応が求められています。
- 本市では、保健・福祉サービスの推進に向けて、介護保険制度の円滑な運営を行い、適切な介護保険サービスの提供を確保するとともに、地域支援事業の充実を図り、多様なサービスを拡充する必要があります。また、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの体制強化に向けて取り組んでいます。
- 今後、日常生活支援が必要な高齢者などに対して、公的なサービスだけではなく、様々な主体による支援のあり方などについて検討することが必要です。
- また、高齢者は福祉やサービスの受け手としてだけでなく、重要な社会の担い手として積極的にボランティア活動等に参加できるよう、啓発や仕組みづくりに取り組むとともに、生きがいの創出を図ることが必要です。

施策の基本方針

高齢者が積極的に社会活動に参加でき、充実した生活を送ることができるよう、地域活動等の生きがいを推進します。また、その人らしく尊厳を持って元気に暮らせるように、多様なサービスを柔軟に組み合わせた支援体制の整備に取り組むとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの体制強化をめざします。

主要施策

1 地域包括ケアシステムの強化

- 高齢者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、地域包括支援センターの機能強化を行います。また、各関係機関や各種団体等と連携強化を図り、多様な主体による分野や領域を越えた生活支援体制の拡充に努めます。

2 高齢者の心身機能の維持向上の推進

- 健康の維持・増進に向けた健康教育の内容の充実を図るとともに、様々な機会を捉えて健康増進に関する普及・啓発を行います。
- 高齢者が要介護状態にならないよう予防に努め、より参加しやすい形での介護予防教室の開催の工夫や介護予防手帳の交付を行うとともに、各種団体と連携・協力し、介護予防の普及・啓発に努めます。

3 生活支援体制の充実

- 高齢者虐待防止を図るため、市民や関係機関等への啓発を推進するとともに、地域包括支援センターを中心とした相談窓口の周知徹底を図り、虐待の早期発見・対応に努めます。
- 認知症への理解促進を図るために、認知症サポーター養成講座を積極的に開催し、認知症の方を見守り、やさしく包み込むまちづくりをめざします。
- 一人暮らし高齢者の生活上の心配事など、高齢者から寄せられる多様な相談に対して柔軟に対応し、その内容の把握に努め、適切なサービス・制度等の利用やニーズに即した支援が可能な機関につなぎます。

4 介護保険サービス、多様な支援の充実

- 介護保険制度の趣旨や内容について周知するとともに、介護サービス事業者及びサービス内容に関する情報を市広報紙やホームページ、パンフレット等を通じて提供します。
- 高齢者の福祉・介護ニーズに対応するため、サービスに携わる人材の確保や資質向上についての啓発に取り組みます。

5 生きがいのづくりと社会参加の推進

- 高齢者の社会参加を促進するとともに、老人クラブ等の各種団体の地域における自主的な取組を支援し、生きがいのづくりを推進します。

重点戦略に関連する施策

- 介護予防、健康づくり活動の推進
- 地域包括支援センターを中心としたセーフティネットの強化
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 高齢者の社会参加の促進
- 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- 介護保険サービス、多様な支援の充実
- 支え合い、助け合うまちづくりの推進

重点戦略3
いきいき長寿プロジェクト

協働の取組

- 地域資源・人材を有効に活用することで、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進をめざします。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
認知症サポーター数	人	3,369	4,800
老人クラブ員数	人	3,562	3,800

関連する個別計画

・藤井寺市いきいき長寿プラン～高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～



7-4 社会保障の充実

現況と課題

- 保険・年金制度は国民すべての健康や安定した暮らしを支えるための仕組みであり、その制度が将来にわたって継続し、安心して生活できるよう制度の適正な運営が求められます。
- 少子化・高齢化の進行や産業構造の変化に加え、経済情勢の低迷などの影響を受け、国民健康保険を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。
- 本市においても、国民健康保険は、高齢化の進行や医療給付費の増大などにより、財政運営の構造的な課題を抱えています。
- また、国民健康保険の運営については、様々な制度改正や法改正が行われており、こうした制度改革にも適切に対応していく必要があります。
- 公的年金制度については、受給開始年齢や受給資格期間等の見直しが行われる中、年金制度に対する不安感から年金離れの意識が進みつつあります。このため、国民年金においても、引き続き、相談業務の充実や年金制度の理解に向けた啓発等に努めることが必要です。
- 国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査・特定保健指導^{*}の実施率の向上をはじめ、効果的かつ効率的に保健事業施策を進め、総合的な医療費の適正化対策に取り組む必要があります。
- 福祉医療費助成制度は、子ども、ひとり親家庭、高齢者、障害のある人等が、必要とする医療を安心して容易に受診できる制度として大きな役割を果たしており、今後も制度を維持し、市民生活の安定を図っていく必要があります。

施策の基本方針

誰もが安心して生活できるよう、様々な社会保障制度の充実を図ります。また、公的な制度そのものの理解を進めるための情報提供の方法や相談体制を整え、多世代に対して理解を深めるための取組に努めます。

主要施策

1 国民健康保険事業の安定的な運営

- 国民健康保険の安定的な運営に向け、今後の制度改革等には適切に対応するとともに、保険料の適正な賦課をはじめとして、医療費の適正化、収納率の向上などに努めます。

2 後期高齢者医療制度^{*}の適正な運営

- 高齢者が安心して医療を受けられるように、運営主体である大阪府後期高齢者医療広域連合と連携しながら、制度の適正な運営に努めます。

3 保健事業の推進

- 特定健康診査・特定保健指導を推進することにより、国民健康保険被保険者の生活習慣病^{*}の発症や重症化を予防し、被保険者の健康増進や医療費の適正化を図ります。
- 関係機関や関係部課とも連携しながら、より効果的な保健事業を展開します。

4 国民年金事務の充実

- 日本年金機構と連携しながら、窓口業務の充実を図り、市民の年金受給権の確保につながるよう、適切な届出の勧奨や相談業務を実施します。
- 市広報紙やホームページを活用し、制度の周知と理解を図り、未加入者や無年金者の発生の防止に努めます。

5 福祉医療費助成制度の充実

- 子ども医療費、ひとり親家庭医療費、老人医療費、障害者医療費などの各種助成制度について、大阪府との連携を図りつつ、制度内容の充実や安定的な運用に努めます。

協働の取組

- 市民の健康保持・増進と医療費の適正化を図るため、医療機関や各種団体等と連携し、効果的に特定健康診査・特定保健指導等を実施することで、かかりつけ医の普及促進とあわせ、早期受診や適正な受診につなげていきます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
特定健康診査実施率	%	35.3 (平成26年度)	60.0
特定保健指導実施率	%	26.0 (平成26年度)	60.0

関連する個別計画

- ・第2期藤井寺市特定健康診査等実施計画
- ・藤井寺市保健事業実施計画（データヘルス計画）

^{*}特定健康診査・特定保健指導：糖尿病や高血圧、脂質異常などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として2008年4月より導入された健康診査のこと。特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、医師や保健師、管理栄養士等が対象者の身体状況に合わせた生活習慣を見直すためのサポートをする。
^{*}後期高齢者医療制度：医療制度改革の一環として、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度の実現に向け、75歳以上の後期高齢者等を被保険者とする独立した医療保険制度。
^{*}生活習慣病：食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの習慣が、発病や病気の進行に深く関与していると考えられている疾患の総称。糖尿病、高血圧、脂質異常、脳卒中、がん、心臓病などがある。



7-5 地域医療の充実

現況と課題

- 近年における医療水準は医学の進歩などにより、著しく向上している一方で、高齢化の進行にともない、市民の医療サービスや救急医療に関するニーズは高度化・多様化しています。
- 市民が身近なところで、良質かつ適切な医療サービスを必要ときに受けられる体制づくりが求められています。
- 本市では、市立藤井寺市民病院の耐震補強・リニューアル改修を実施し、療養環境の改善をはじめ、MRIや電子カルテの導入、CTの更新など医療機器の整備について計画的に行っています。
- 今後、患者一人ひとりの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を提供していくため、市立藤井寺市民病院の機能の充実を図るとともに、地域医療構想[※]への対応を含め、医療機能の分化・連携を進めていくことが求められています。
- 救急医療については、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始の準夜帯の急病対策として、松原市・羽曳野市・藤井寺市の3市を運営主体とした南河内北部広域小児急病診療事業により一次医療体制の充実を図っており、二次医療については、南河内ブロックで、広域的な対応を図っています。
- 今後、膨大な救急医療への需要に対して、それを受け入れる十分な医療提供体制を継続的・安定的に確保するとともに、救急医療の質のさらなる向上を図る必要があります。

施策の基本方針

地域の中核病院として、市立藤井寺市民病院の機能の充実を進めるとともに、地域の診療所と病院による病診連携の強化を図ります。また、広域連携による救急医療体制の充実を図ります。

主要施策

1 地域医療体制の充実

- 市立藤井寺市民病院が地域の中核病院として、良質な医療を提供するための人材育成をはじめ、医療・保健・福祉・介護機関との密な連携、経営の健全化に努めます。
- 地域に必要な医療の確保を図るため、関係機関との連携のもと、専門外来の設置など総合的な地域医療体制の充実に努めます。
- 関係機関の協力を得ながら、かかりつけ医についての意識啓発やその定着を図ります。

2 救急医療体制の充実

- 休日でも安心して医療を受けることができるよう、医療機関と連携し、内科・小児科・歯科の応急処置を行うとともに、救急時の医療体制の確保に努めます。
- 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」に基づき、傷病の緊急度、重症度、症状、病態等に応じた病院選定、迅速な医療の提供に向けた体制構築に努めます。

協働の取組

- 緊急時の対応がスムーズに進められるよう、市民一人ひとりが住んでいる地域の医療体制を把握し、かかりつけ医を持つなどの準備ができるよう働きかけます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
市民病院病床利用率	%	83.7	87.0
市民病院患者紹介率	%	29.9	32.5
市民病院1日平均外来患者数	人	191	200
市民病院経常損益	千円	△127,559	0
市民病院医業収支比率	%	95.0	100.0

関連する個別計画

- ・市立藤井寺市民病院経営プラン



市立藤井寺市民病院

※地域医療構想：団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域の実情に応じた医療提供体制を実現するための施策等をまとめた構想。大阪府では、平成28年3月に「大阪府保健医療計画」の一部として、「大阪府地域医療構想」が策定されている。



7-6 健康づくりの推進

現況と課題

- わが国は、世界有数の長寿国ですが、近年は高血圧・脂質異常症・糖尿病などの生活習慣病の増加や、高齢化の進行による要介護者の増加が大きな問題となっています。
- このような中、あらゆる世代が健やかに暮らすことができるよう、食生活の改善と運動習慣の定着に向けた取組を強化して生活習慣病などの予防を図り、健康寿命^{*}の延伸を進めることが重要となります。
- 本市では、健康づくり講座などの健康教育や教室を通して、健康づくりの普及・啓発に取り組んできました。
- 本市の平均寿命・健康寿命は男女ともに全国平均より低く、その要因として生活習慣病、特に悪性新生物（がん）、心疾患（虚血性心疾患）による死亡率が高いことがあげられることから、市民一人ひとりの健康意識の向上を図るとともに、生活習慣の改善や定期的な検診の受診について働きかける必要があります。
- また、母子保健分野では母子健康手帳交付時から面接や訪問、健診等を通じて育児不安等の軽減に努めています。
- 今後も妊娠期・乳幼児期の健康管理や育児支援を行うことにより、子育て不安の軽減、支援が必要な家庭の早期発見・対応を進めていくことが必要です。

施策の基本方針

市民一人ひとりの健康意識を高め、生涯にわたり心身ともに健康でいきいきとした生活が送れるよう、健康づくり施策の推進と、市民が自主的に健康づくりを行える体制づくりに努めます。

主要施策

1 がん検診事業の推進

- 休日の検診や複数の検診の同日受診など、検診を受診しやすい環境の整備に努めます。
- 市広報紙やホームページ、ポスター等で検診の受診勧奨や、がんに関する情報の周知・啓発により、検診受診率の向上に努めます。

2 主体的な健康づくり活動への支援

- 健康意識の向上を図るため、健康づくりに関する教育や講座を実施します。
- 主体的な健康づくり活動への意欲を引き出すことのできる仕掛けを組み込むことにより、継続的な取組を支援します。

3 母子保健の充実

- 妊産婦及び母子の健康の保持増進のため、出産や育児に関する情報提供に努めるとともに、相談・指導の充実を図ります。
- 子どもたちが正しい生活のリズムと食習慣を身につけることができるよう、保護者などを対象に食育などの知識の普及、相談・指導の充実を図ります。
- 乳幼児健康診査などにおいて、子どもの健やかな成長を確認するとともに、支援が必要な家庭の早期発見・対応を図ります。

重点戦略に関連する施策

- 母子保健サービス等の充実

重点戦略1
子ども・子育て安心プロジェクト

協働の取組

- 藤井寺市食生活改善推進協会との協働により、市民へ健康情報を発信し、健康意識の向上を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
健康手帳の交付冊数	冊	52	350
4か月児健康診査受診率	%	97.0	増加
1歳6か月児健康診査受診率	%	98.5	増加
2歳6か月児歯科健康診査受診率	%	87.5	増加
3歳6か月児健康診査受診率	%	94.5	増加
胃がん検診受診率	%	5.9	7.5
大腸がん検診受診率	%	8.3	10.3
肺がん検診受診率	%	6.9	8.5
乳がん検診受診率	%	19.3	23.0
子宮がん検診受診率	%	14.8	17.0
ふじいでら健康チャレンジ参加賞応募人数	人	87	300

関連する個別計画

- ・ 藤井寺市健康増進計画（第2次）・食育推進計画
- ・ 藤井寺市子ども・子育て支援事業計画

※健康寿命：健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。



8 災害に強く、安心して暮らせるまちづくり

8-1 自然災害対策の推進

現況と課題

- 近年、日本各地で相次ぐ大規模な自然災害の発生により、防災に対する市民の関心は高まっています。
- 自然災害から市民の生命と財産を守るため、総合的な防災体制や防災機能の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進していくことが求められます。
- 本市では、地域防災計画を平成27年3月に見直し、各種マニュアルも作成しています。今後は、必要に応じ、新たなマニュアル等の作成や、マニュアルの見直しを行う必要があります。
- 今後発生が危惧される南海トラフ地震^{*}の備えとして、避難所となる公共施設の耐震診断・改修、木造家屋の耐震診断・改修の啓発、また自主防災組織の結成促進や結成後の自発的な防災活動の実施については十分とはいえない状況です。
- 公共施設については、計画的に耐震化を進めるとともに、家屋の倒壊による被害を未然に防止するため、耐震診断・改修への支援を行う必要があります。
- 大規模災害発生時には、自助・互助（共助）も重要となることから、地域の自主防災力の強化を図ることも必要です。
- また、地方自治体においては大規模広域な災害に対する即応力の強化等が求められていることから、防災に関するマニュアルの整備や情報発信に努めるとともに、府や関係自治体との連携、体制強化を図ることが必要です。

施策の基本方針

災害による被害を最小限に抑えるため、日頃から建物の補強や食糧、日用品等の備蓄、自主防災組織による防災訓練の実施等の「自助」「互助（共助）」の意識の高揚に努めます。また、防災に関するマニュアルの整備や防災情報の積極的な発信、周知に努めるとともに、災害が発生した場合には迅速な対応が図れる体制の整備など総合的な防災体制の充実・強化を図ります。

主要施策

1 多様な主体が実施する防災活動の支援・推進

- 自主防災組織の結成について地区へ働きかけるとともに、既に結成されている自主防災組織に対しては、災害時の活動だけでなく、防災知識の普及や防災訓練の実施などの平常時の活動も積極的に行えるよう支援の充実に努めます。
- 自主防災組織などが主体的に実施する防災訓練を支援するとともに、各種団体が希望する出前講座（防災学習会）などを通じ、市民の防災意識の高揚を図ります。
- 中学生を対象としたジュニア防災リーダー育成事業など、防災に関する事業への積極的な支援に努めます。

2 総合的な防災体制の充実・強化

- 防災に関する実効的なマニュアル等の整備を図ります。
- 防災行政無線のデジタル化、避難所案内標示板の更新など、ハード面の整備に努めます。
- ハザードマップ^{*}のさらなる周知や防災パンフレットの作成など、自助・互助（共助）に有効となる防災情報の積極的な発信・周知に努めます。
- 必要な資機材の整備や生活必需品・食糧等の確保に努めます。
- 藤井寺市立学校施設等整備実行計画に基づき、学校施設への備蓄倉庫・防災井戸の設置に努めます。
- 公共施設の計画的な耐震化を進めるとともに、住宅等については耐震診断・改修への支援に努めます。
- 集中豪雨による浸水被害を解消するため、雨水対策事業を計画的に推進します。

3 関係機関との連携・体制強化の推進

- 国、府、関係自治体、羽曳野警察署、柏原羽曳野藤井寺消防組合、大和川右岸水防事務組合、消防団とのさらなる連携・調整を密にし、災害などが発生した場合には迅速な対応ができるよう、体制の強化を図ります。
- 臨時ヘリポート、ドクターヘリとの合流場所、周辺住民のための広域避難場所などの防災機能を十分に備えた河川敷公園の整備について国へ要望していきます。

協働の取組

- 地域等における多様な主体が自主的に実施する防災活動などを支援することにより、安全なまちづくりをめざします。
- 市民や自治会、事業者等と連携しながら、耐震化対策など住宅に関する情報共有・発信に取り組みます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
自主防災組織結成数	地区	27	31

関連する個別計画

- ・藤井寺市地域防災計画
- ・藤井寺市立学校施設等整備実行計画
- ・藤井寺市学校施設改修（早期耐震化）計画
- ・藤井寺市公共施設等総合管理計画

^{*}南海トラフ地震：日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード（M）9級の巨大地震のこと。
^{*}ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。



8-2 消防・防災体制の充実

現況と課題

- 安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、複雑で多様化する様々な災害や事故に迅速かつ適切に対応できる消防・救急の質の向上が求められます。
- 本市の消火体制については、水槽付き消防ポンプ自動車の小型化を進め、火災発生場所への到着時間の短縮及び直近部署による早期放水体制を確立しています。
- また、住宅火災を減らすために、関係機関との連携による自主防災訓練の積極的な実施をはじめ、住宅用火災警報器の設置促進、事業所に対する防火・防災管理の指導を立入検査等により実施し、火災件数は減少傾向にあります。
- 今後もこれまでの取組を継続するとともに、放火件数を減少させるための関係機関との連携強化や大規模災害等に対応できる消防力の向上を図る必要があります。
- 救急体制については、救命講習の普及啓発及び救急車の適正利用の啓発活動を積極的に行っていますが、救急出動件数は右肩上がり増加している状況です。
- 今後、高齢化の進行等ともなう救急需要の増加に対応するための救急隊員の増隊、高度な処置を行える救急救命士の養成、救命講習の普及啓発、医療機関との連携の強化に取り組む必要があります。

施策の基本方針

災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化や高齢者人口の増加等、環境の変化への確に対応する体制を充実します。また、消防団も含めた消防体制を強化するとともに、救急体制や火災予防体制の充実を図ります。

主要施策

1 消防体制の充実

- 大規模地震・災害に備えるために、市民・事業者・関係団体をはじめ、広域連携による総合的な消防体制の充実を図ります。
- 地域消防の担い手である消防団員の確保に努め、消防団施設や車両、装備などの充実により、消防団活動の促進を図ります。
- 火災発生に際し、消防施設や車両・資機材の整備とともに、訓練を実施することで安心して暮らすことのできるまちの実現をめざします。
- 地域ぐるみで協力体制を確立することにより、放火されないまちづくりを進めます。
- 住宅用火災警報器の普及促進に努め、家庭における防火対策を促進します。

2 救急救助体制の充実

- 平成28年4月より救助隊の充実・強化を図るために、高度救助隊を発隊し、大規模災害に備えるとともに、さらなる救助技術の向上に努めます。
- 平成28年10月には、救急隊を1隊増隊し7隊運用とします。救急隊の増隊により、現場到着時間の短縮を図り救命率の向上を図ります。
- 救急救命士や救急隊員及び救助隊員の質の高い教育・訓練を実施することにより、計画的な育成及び資質の向上を図り、引き続き救命率向上に努めます。
- 医療機関等の関係機関との協力体制の強化を図ります。
- 多様化・拡大化する救急需要に対応するため、救急車の適正利用の啓発活動の強化を図るとともに、救急隊到着までの間に市民が適切な処置を行えるよう、講習会等を通じて応急手当の普及・啓発に努めます。

協働の取組

- 消防団による消防活動の取組を支援するとともに、消防団との連携による消防体制の強化を図ります。
- 市民や地域との協働により、放火されないまちづくりを進めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
救急出場件数	件	3,387 (平成27年1月～12月)	減少
火災発生件数	件	8 (平成27年1月～12月)	減少

関連する個別計画

- ・藤井寺市地域防災計画



8-3 危機管理の推進

現況と課題

- 地震や台風等の自然災害をはじめ、大規模な事故・事件、感染症[※]や食品などによる健康被害、情報漏えいや法令違反などの不祥事、武力攻撃事態など予測できない危機事象が多様化する中、本市においても様々な危機事象が発生する可能性があります。
- 本市では、国民保護措置実施マニュアルや危機管理個別事象対応マニュアル等を策定し、それらに基づき自然災害以外の危機事象が発生した（する）場合の全庁的な対応を図る体制整備を進めています。
- 一方で、資機材の確保、実効性を高めるための訓練・研修等を通じた計画・マニュアルの定期的な見直し・検証については十分とはいえない状況です。
- 今後は、危機事象に対する職員の意識啓発に努め、危機事象が発生した場合、計画やマニュアルが活かされるよう、随時、危機想定訓練や計画などの点検を行う必要があります。
- また、危機事象が発生した場合に瞬時に情報伝達を行う必要があり、平時からの関係機関との情報交換等を通じ、円滑な連携が図れる体制の確保に努めていますが、今後も引き続き多様な手段で迅速な情報伝達が行える体制を確保することが必要です。

施策の基本方針

地震や台風等の自然災害をはじめ、大規模な事故・事件、新たな感染症や武力攻撃事態等と危機事象が多様化する中、被害を軽減し市民の生命・身体・財産を守るために、総合的な危機管理体制の確立に向けた取組を進めます。

主要施策

1 危機管理体制の充実・強化

- あらゆる危機事象を想定し、随時、計画や対応マニュアルなどを点検するとともに、これらが危機発生時に、的確かつ迅速に機能するよう、危機想定訓練を行い、事前対策の強化に努めます。
- 危機事象に対する職員の意識啓発に努めるとともに、危機事象に際して、市民や関係機関との連携を密にし、危機管理体制の充実を図ります。

2 情報伝達の充実・強化

- 緊急情報の伝達手段として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や安否情報システムの円滑な運用に努めるとともに、防災行政無線の整備推進を図ります。
- 自助・互助（共助）の取組を推進し、情報の多重化、共有化を図るため、安心メールや防災SNSの普及促進に努めます。

協働の取組

- 様々な危機事象において自助・互助（共助）が果たす役割が大きいことから、自主防災訓練などについて地区と協働して取り組みます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
訓練・研修の実施回数	回	—	充実

関連する個別計画

- ・藤井寺市国民保護計画
- ・藤井寺市危機管理計画



自主防災訓練



※感染症：寄生虫、細菌、真菌などの病原性微生物やウイルス等の病原体が体の中に侵入し感染して増殖し発病する病気の総称。



8-4 防犯対策の推進

現況と課題

- 全国的に凶悪犯罪や子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪、特殊詐欺、サイバー犯罪等の被害が深刻化しており、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。
- 大阪府は街頭犯罪全国ワーストワンとなっていることを受け、各自治体が積極的に啓発活動を展開しています。
- 本市においても、防犯委員等による活発な見回り活動が展開されているほか、各地区において自主的に防犯カメラの設置が行われています。
- こうした中、各地区に普及した防犯カメラの老朽化が今後の課題となっており、継続した犯罪抑止の効果を維持するため、防犯カメラの更新・修繕等への支援が必要となります。
- また、市民一人ひとりの危機管理意識の向上を図り、地域が一体となって自主防犯活動へ参加するとともに、警察をはじめとする関係機関との連携を強化し、複雑・多様化する犯罪から市民を守る取組を推進することが必要です。

施策の基本方針

誰もが安全で安心して暮らせるよう、警察等の関係機関との協力関係を密にするとともに、市民協働により、多様化する犯罪を地域が一体となって防止する地域防犯体制の充実を図ります。

主要施策

1 防犯意識の啓発

- 警察や管内防犯協議会で得た街頭犯罪等の情報の提供や広報啓発活動を推進し、街頭犯罪の撲滅に努めます。
- 警察などの関係機関と連携し、暴力団排除活動を推進することにより、市民の安全で平穏な生活の確保に努めます。

2 地域防犯活動の充実

- 地区防犯委員を中心に、地域の実情に応じた市独自の特色ある防犯活動の推進に努めます。
- 地域における防犯活動の充実を図るため、市民が主体的に行う防犯活動の育成と支援に努めます。

3 防犯環境の整備

- 各地区における防犯カメラの増設・更新・修繕等について、引き続き支援します。
- 自転車の盗難防止の啓発や、管内防犯協議会との連携による防犯グッズの配布など防犯環境の整備に努めます。

協働の取組

- 市民を犯罪から守るため、警察及び関係団体との連携のもとに防犯対策を推進し、犯罪を未然に防ぐ地域環境づくりをめざします。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
防犯カメラ設置台数	台	347	384



防犯カメラ



防犯大会



巡回パトロール



8-5 交通安全対策の推進

現況と課題

- 市民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し、習慣化することが交通事故のないまちづくりにつながります。
- 本市では地区より選出された交通委員への研修会の実施を通じて、地区内の市民への交通安全意識の啓発に取り組んでいます。
- 今後も引き続き、市民への交通ルールの遵守や交通安全意識の高揚に取り組む必要があります。
- また、子ども・高齢者・障害のある人等が安心して通行できるよう、段差解消や視覚障害者ブロックの整備、通学路におけるグリーンベルト標示を実施しています。
- 歩道の整備や歩車分離の整備が必要となる中、狭い道路が多いため用地確保が必要となっており、歩行者・自転車優先のまちづくりを進めることが難しい状況です。
- 今後、市民の移動上の利便性及び安全性を確保していくため、緊急性の高い危険箇所から交通安全施設の整備を進めるとともに、道路施設のバリアフリー対策等を進める必要があります。

施策の基本方針

交通安全運動等を通して、交通安全意識を高めるとともに、交通指導の強化や交通安全施設の整備に努めます。また、道路施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン[※]化や放置自転車を排除することによって、市民が安全に安心して利用できる道路環境を整備します。

主要施策

1 交通安全に関する啓発活動の推進

- 市民の自主的・主体的な交通安全活動の取組と連携し、交通安全意識の高揚を図るための啓発活動を進めます。
- 所轄警察署と調整を図りながら、幼稚園・保育所・小学校などへの交通安全教室の実施に努めます。

2 バリアフリー対策等の充実

- 歩道等の歩行者用道路の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを実施します。

3 安全に通行できる交通環境の整備

- 交差点や見通しの悪い箇所については、道路反射鏡の設置、路面標示、自発光道路鏡の設置による注意喚起を行います。
- 駅周辺の放置自転車等を規制するため、自転車等放置禁止区域を設けるとともに、区域に放置されている自転車や原動機付自転車の撤去及び移送を行います。

協働の取組

- 交通事故のないまちづくりに向けて、市民や地域との協働により交通安全教室等を通じた交通安全意識の高揚を図ります。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
交通事故発生件数	件	275	減少

関連する個別計画

- ・藤井寺市交通バリアフリー基本計画



交差点カラー舗装



通学路標示、グリーンベルト

※ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。



8-6 消費者保護の推進

現況と課題

- 消費者のニーズの多様化にともない、インターネットを利用した通信販売の普及をはじめ、商品や販売の形態も多様化し、消費生活環境は複雑化しています。
- 食品の偽装表示や不正表示、製品事故、訪問販売等による悪質商法被害、多重債務被害など、消費者被害が多発していることから消費者トラブルを未然に防ぐため、消費生活に関する正しい適切な知識の普及・啓発、相談体制の充実等が求められます。
- 本市では、平成26年度に藤井寺市消費生活センターを設置し、相談体制を充実させるとともに、消費生活に関する各種啓発事業や情報提供を行っています。
- 今後、消費生活に関するトラブルや犯罪に対する意識啓発や教育を推進するとともに、啓発活動を行う担い手を育成することが必要です。
- また、消費生活環境の複雑化にともない、相談件数が増加することが予想されることから、消費生活相談体制の充実を図り、被害の未然防止に努めることが必要です。

施策の基本方針

消費者被害を未然に防止し、安全で安心な消費生活を営むことができるよう、消費生活センターを中心に関係部門と連携し、消費者教育と相談体制の充実を図ります。また、消費に関する知識の普及・啓発とともに情報提供を行い、啓発活動を行う人材の育成、支援を推進します。

主要施策

1 消費者保護の推進

- 多様化する相談について、より質の高い対応をめざし、消費生活センター機能と相談体制のさらなる充実を図ります。
- 多重債務や高齢者被害への対応などについて、関係機関・団体と連携し、消費者保護の推進を図ります。

2 消費者意識の高揚

- 消費者啓発事業を定着させ、消費者問題についての意識を高めるとともに、啓発活動の担い手の育成に努めます。

3 消費者教育の推進

- 若年化する消費者被害を未然に防ぐため、小・中学校における消費者教育を推進します。

協働の取組

- 若年層から高齢者に至る幅広い世代で発生する消費者被害を未然に防止し、消費者保護を推進するため、地域や学校、民生委員児童委員、福祉委員などの連携による見守りネットワークの構築に努めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
消費生活相談件数	件	558	600



藤井寺市消費生活センター



9 人に、未来にやさしい、環境に配慮したまちづくり

9-1 自然環境の保全

現況と課題

- 地球温暖化[※]や廃棄物の増加等の様々な環境問題は、これからさらに深刻さを増すことが予想され、環境に配慮した事業活動や日常生活における省エネルギーへの取組が求められています。
- 東日本大震災以降、原子力発電所が停止し、火力発電の占める割合が増加していることから、二酸化炭素などの温室効果ガス[※]排出量が増加する懸念があります。
- 良好な環境を次世代に引き継ぐため、環境保護及び保全活動を推進するとともに、家庭での太陽光発電設備の設置を促進し、地球環境への負荷を低減する必要があります。
- 身近な環境教育・学習については年に1回の「ヤゴ救出大作戦」を継続実施するにとどまっています。
- 今後は、関係課と環境問題について連携を図り、読本を作成するなど、さらなる取組が必要です。
- そのほか、自然環境の保全のため、工場・事業所にあたっては環境に配慮し、調和のとれた開発・整備を行うことが求められます。

施策の基本方針

自然保護・環境保全活動を積極的に推進し、きれいな空気・水づくりを進めるとともに、環境教育・環境学習の推進により、環境保全意識の高揚を図り、大切な自然環境を次世代に引き継ぐよう努めます。

主要施策

1 環境保護・保全活動の推進

- 市民一人ひとりが環境や自然に目を向けながら環境保護・保全への認識が深まるよう、環境に関する情報提供に努めます。
- 大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音・振動等の公害発生源に対して、調査・指導・監視の強化を図ります。

2 環境負荷の低減

- 市が率先して省エネルギー対策を推進し、二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。
- 家庭や工場・事業所による省エネルギー設備等の導入促進に努めます。

3 環境教育・環境学習の推進

- 次世代を担う子どもが環境や大自然の大切さについて遊びや学習を通じて学ぶことができるよう、読本等の教材を作成するとともに、学習の場や機会の充実に努めます。
- イベント等を通じて環境問題に関心を持ち、実際に取り組んでもらえるよう環境教育・環境学習の充実に努めます。

4 工場・事業所における環境対策の充実

- 工場や事業所に対して、環境保全意識の高揚や環境監視体制の充実を図ります。
- 工場や事業所に対し、緑化を促進することにより、市に調和する工場環境の促進を図ります。
- 工場や事業所を市民の学習の場等に利用できるよう取組を進めます。

協働の取組

- 市民や工場・事業所等がそれぞれ環境保全意識を持ち、大切な自然環境を次世代へ引き継ぐことができるよう、環境教育や環境学習を推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
公害苦情件数	件	15	減少

関連する個別計画

- ・藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画～ECO2(エコツー)プランふじいでら～



ヤゴ救出大作戦



グリーンカーテン

※地球温暖化：二酸化炭素などの温室効果ガスの蓄積という人為的な要因が主因となって、大気や海洋の温度が上昇し、気候が急速に温暖化すること。
 ※温室効果ガス：大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、水蒸気、フロン、メタンなどが該当する。



9-2 環境美化の推進

現況と課題

- 環境問題に対する意識の高まりや快適な居住環境が求められる中で、地域における衛生的な生活環境の維持は、ますます重要視されており、一人ひとりが「まちをきれいにする」意識を持ち、環境美化活動を推進することが不可欠となっています。
- 本市では、市民の身近な生活環境の美化に関する行動の基本となる事項等を定めた藤井寺市美しいまちづくり推進条例に基づき、行政・市民・事業者等の役割と責任を認識し、市内の美しいまちづくりに向けた取組を推進しています。
- こうした中、放置自転車等・違法広告物対策については一定の成果がみられましたが、依然として違法広告物の掲出が多いことから、重点地域の抽出や看板等の掲示により、さらなる啓発活動が必要です。
- また、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐため、美化活動の拡充を図り、ごみの不法投棄やポイ捨ての防止等について働きかけるとともに、様々な環境問題の解決に向けて公害防止対策等に取り組む必要があります。

施策の基本方針

生活環境を安全で快適に保つため、ごみの不法投棄やポイ捨ての防止を図るとともに、公害防止対策の充実、環境美化の推進及び環境衛生の充実に努めます。

主要施策

1 環境美化の推進

- 市民団体や関係機関との連携強化を図り、環境美化への取組体制の充実に努めます。
- 環境美化活動を行う団体や自治会等の活動が広がるように啓発、支援を行います。
- ごみのポイ捨てへの対策の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、ごみの不法投棄の監視・取締りに努めます。

2 環境衛生の充実

- ペットのふんによる被害を防ぐため、飼い主のモラルの向上を図ります。

3 公害防止対策の充実

- 公害の発生の未然防止や低減を図るための啓発及び研修を事業所等に行うとともに、情報収集に努めます。
- 学校教育・社会教育などによる環境教育の推進により、公害防止意識の高揚を図ります。

協働の取組

- 行政と関係機関、ボランティア団体などが協働で啓発活動を行い、連携した環境美化の形成に努めます。
- 市民団体や関係機関等との協働により、美化活動を積極的に推進します。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
不法投棄件数	件	98	減少



大和川・石川クリーン作戦



近隣住民による花の植え替えと清掃作業



9-3 循環型社会の形成

現況と課題

- 都市化の進展や生活様式の変化によって、ごみの質や種類、また市民の要望も多様化し、ごみの減量化・資源化は行政の努力だけにとどまらず、市民・事業者との協働により進めていくことが重要となっています。
- 本市では燃えるごみ、資源ごみ（ビン・カン・古紙・古着）、ペットボトル、不燃・粗大ごみ、有料収集ごみの分別収集を行っており、今後も資源ごみの分別収集、ペットボトルの拠点回収を継続し、市民への周知徹底を図り、資源化率増に向けた取組が必要です。
- あわせて、地域で独自に取り組まれる資源物の「集団回収」取組団体の拡充を図り、リサイクル率に寄与する資源物の集団回収量の実績把握に努める必要があります。
- 今後もごみの分別や減量化への市民の啓発活動の強化を図るとともに、限りある資源を有効に利用するために、ごみの中から可能な限り資源を回収し、資源化率を向上させる必要があります。

施策の基本方針

循環型社会※を形成するため、分別品目の拡大や市民及び事業者の積極的な協力を促し、自主的なリサイクル活動を推進するなど、廃棄物の発生抑制と再資源化を推進します。

主要施策

1 ごみの減量化・資源化の推進

- ごみ問題に対する意識を高揚し、リサイクル活動を推進するとともに、ごみの分別による資源化や減量化を進めます。
- ごみを出さない（リデュース）、再使用する（リユース）、再生利用する（リサイクル）、ごみになるものは買わない（リフューズ）に取り組むため、市民・事業者の主体的な行動を促すよう、ごみや環境問題の実態に関する情報提供、啓発活動に努めます。
- 発生したごみは、可能な限り家庭・事業所内での減量化や再利用を図るとともに、リサイクル可能なものについては資源分別収集を推進します。

2 ごみの適正処理の推進

- 柏羽藤環境事業組合と連携し、「循環型処理」を行うとともに、ダイオキシン対策をはじめ環境にやさしい処理システムの構築に努めます。

協働の取組

- 行政と市民、事業者等との協働により、ごみの減量化・資源化に取り組めます。

まちづくり指標

指標名	単位	現況値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
市民一人一日当たりのごみ排出量	g	971.3	960.91
リサイクル率	%	7.7	10.0

関連する個別計画

- ・藤井寺市一般廃棄物処理基本計画



ごみの分別（ペットボトル）



柏羽藤クリーンセンター

※循環型社会：限りある資源を効率よく利用し、排出された廃棄物を単に処理する社会から廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は環境に負担を与えないよう再利用、再資源化する社会のこと。



1 まちづくりの推進に向けて

1 協働の仕組みづくり

現況と課題

- 地方分権や行財政改革が進む中、「協働」はまちづくりにおいて重要なテーマの一つとなっています。
- 本市では、藤井寺市「協働のまちづくり」基本指針を作成し、市民同士の協働・市民と行政の協働に向けてそれぞれの役割や取組を整理するとともに、市民との協働を推進していくための庁内体制の整備や職員の育成に努め、協働のまちづくりを推進しています。
- 今後、この基本指針に基づいた協働のまちづくりを一層推進していくための機運の醸成や、環境の整備を推進していく必要があります。
- また、市民がまちづくりの主役としてさらに活躍していくため、市政全般における市民参画を促し、市民の声を市政運営に反映させる仕組みづくりが必要です。
- さらに、多様な市民との相互理解や対話を継続的に行うことにより、市民のまちづくりアイデアを市民と市で一緒に実現できる環境を整備する必要があります。

施策の基本方針

市民一人ひとりが持っている豊富な知識・経験・感性を市政やまちづくりに反映できるよう、市民参加を推進するとともに、市民と行政が地域の課題解決に向けて互いを理解・尊重し合い、対等な立場で果たすべき責任と役割を担いながら「協働のまちづくり」を展開します。

主要施策

1 協働意識の醸成

- 市民と行政において適切な役割分担と連携を図り、まちづくりを推進することができるよう、職員の研修等を通じて協働への意識改革や能力の向上に取り組みます。
- 多様な市民が地域社会の一員であることを意識し、地域を良くしていくために市民自らができることを考え、行動できるよう、行政からの働きかけや環境の整備を進めます。

2 市民公益活動の促進

- 市民公益活動を促進するため、活動する団体同士のネットワークづくりや情報共有、交流などができる場づくりを進めるとともに、各種団体や個人の活動を支援し、コーディネートする機能の確立を図ります。

3 市民参画の推進

- 市民の声を市政に反映させるため、各種審議会等における公募委員の登用やパブリックコメント制度の活用など、市民が市政に参画できる機会の充実に努めます。
- 市政やまちづくり、協働に関する情報提供や、多様な市民活動に対する支援など、市民が参画しやすい環境づくりに努めるとともに、幅広く市民が参画できる手法や仕組みについて検討します。

分野横断共通施策に関する施策

- 協働意識の醸成
- 市民公益活動団体のネットワークの構築
- 市民参画の推進
- 協働のコーディネート機能の強化
- 自治基本条例についての調査・研究

共通施策1
市民・行政の
パートナーシップの確立

関連する個別計画

- ・藤井寺市「協働のまちづくり」基本指針



市民ボランティアによる「ふれあいカフェ」
(アイセル シュラ ホール)



情報交流ひろば「ふらっと」
(市役所1階)





2 行政運営の推進

現況と課題

- 人口減少や少子化・高齢化の進行、市民ニーズの多様化・高度化、地方分権などの市を取り巻く環境の変化に対応し、自らの責任と判断で地域の実情に応じた政策を立案・執行し、その結果についても責任を負う自立した行政運営を行うことが求められています。
- 本市では、社会経済状況に応じた柔軟な組織体制づくりに取り組んでいますが、今後、サービスを受ける市民の立場に立ち、機能を重視した組織づくりに取り組み、自ら課題を発見し、解決できる現場力の強い組織の構築を図っていく必要があります。
- また、分権型社会に対応する職員を育成するため、職員個々の知識の修得、職責・職務能力を向上させる各種研修の実施など、職務を通じて人材育成を行っています。
- 複雑多岐にわたる行政課題・行政施策・市民ニーズに対し、的確かつ柔軟に対応していくためには、職員のさらなる能力向上と人材育成をはじめ、ICTの活用による市民サービスや情報通信環境の向上、効率的な事務執行などが求められます。
- 市が保有する個人情報については、犯罪や個人情報の流出等の問題が懸念される中、大切な市民の情報を守るため、個人情報保護制度の運用と情報セキュリティ^{*}の強化により、適切な保護と管理を行っています。その一方で、平成27年度に導入されたマイナンバー制度を活用し、各種手続の簡略化・効率化、行政サービスの利便性向上を図ることが課題となっています。

施策の基本方針

地方分権時代にふさわしい个性的で自立したまちづくりを推進していくため、職員の資質向上を図りながら、計画的・効率的な行政運営に努めます。

主要施策

1 職員の能力開発と人材育成

- 職員それぞれの行政運営に必要な基礎知識・専門知識を習得するための研修等を通じて職員の能力開発と意識改革を促し、社会・経済情勢の変化に柔軟に対応できる人材の育成に努めます。
- 女性職員の管理職への登用など女性職員の活躍を促進するとともに、職場におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

2 組織機構の見直し

- 国の動向や社会経済状況の変化への対応のため、継続的に組織機構の見直しを行い、機能的かつ効率的な組織体制の構築を図ります。

3 電子自治体の推進

- ICTの有効活用により、市民の利便性の向上と業務の見直し及び効率化を推進し、電子自治体の実現に努めます。
- 「情報の見える化」を推進し、誰もが分かりやすい情報提供に努めます。
- マイナンバー制度の導入により、社会保障、税、災害対策における行政手続の簡略化・効率化を推進します。
- 職員の個人情報に対する意識を高め、個人情報の適正かつ厳正な運用を図るとともに、個人情報の流出を防止するため、情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。
- 個人情報の保護を図りつつ、情報公開制度のさらなる充実を図り、公正で透明な開かれた市政を推進します。また、提供可能な市政情報は、積極的に情報提供に努めます。

分野横断共通施策に関する施策

- 総合計画を常に意識した行政運営の推進
- 政策・施策の進捗管理の推進
- ICTの積極的活用による業務改善
- マイナンバー制度を活用した市民サービスの向上
- 職員の能力開発の推進
- 横断的組織（プロジェクトチーム等）の活用
- 行政課題に対応した条例制定や組織体制の整備
- 働きやすい職場環境づくり（ワーク・ライフ・バランスの実現）
- 女性職員の管理職への積極的登用

共通施策2
まちを運営する
トータルマネジメントの推進

協働の取組

- 市民参加による施策の進行管理を実施し、透明性の高い行政運営を進めます。
- ICTの進展にともない多様化する市民ニーズに的確に対応した市民サービスの提供に努めます。

関連する個別計画

- ・第2次特定事業主行動計画
- ・女性職員の活躍推進のための藤井寺市特定事業主行動計画

^{*}情報セキュリティ：情報の漏洩の防止、情報の改ざんや破壊の防止、情報が常に利用可能な状態を維持すること。



3 財政運営の推進

現況と課題

- 新たな行政需要に対応しつつ、長期的に安定した市民サービスを提供するためには、健全な財政を維持していく必要があります。
- 本市ではこれまで、市一丸となって行財政改革に取り組み、財政の健全化に努めてきました。
- 日本経済は緩やかな回復基調にあるとされていますが、本市においては歳入の根幹である市税収入の伸びが見込めない状況にあり、本市の財政は地方交付税など依存財源の増減に大きく影響を受けるのが実情です。このため、様々な取組により、財源の確保を図ることが重要です。
- 歳出においては、高齢化の進展などによる社会保障関係経費の増加や、老朽化した公共施設に対応する経費の増加が見込まれます。
- 将来にわたって健全な財政を維持していくため、引き続き行財政改革に取り組むことが重要です。そして、行財政改革に対する市民の理解と協力を得るために、予算や決算状況など、市の財政状況について分かりやすい情報提供に努めることが必要です。

施策の基本方針

健全な財政を維持していくため、引き続き行財政改革を推進します。また、市税等の歳入の確保に努めるとともに、様々な財源確保策に取り組みます。さらに、公有財産の維持管理について戦略的な方策を検討します。

主要施策

1 行財政改革の推進

- 行財政改革を推進し、今後の行政需要に対応できる財政基盤の構築に努めます。
- 中長期的な視点で本市の将来を考えていただけるよう、市の財政状況について引き続き分かりやすい情報提供に努めます。
- 自律的で持続可能な行財政運営のため、経常収支比率などの財政指標の改善に努めます。

2 財源の確保

- 本計画に位置づけた重点戦略やシティプロモーションの推進により、市の魅力をアピールし、交流人口を増やすことなどにより、税収等の収入の確保に努めます。
- 国の地方創生に関する制度など、補助金、交付金等の財源の確保に努めます。
- ふるさとまちづくり応援寄附金制度を活用し、さらなる自主財源の確保を図ります。

3 公有財産の適正管理及び有効活用

- 施設の将来需要や老朽度の判定、改修時の費用等を総合的に勘案した上で施設の更新、統廃合、長寿命化を図り、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置の実現をめざします。
- 公有財産の利用方法を検討するとともに、市の事業または市民の利用頻度が少なく代替がきく場合には、売却、有償貸付等を行うなど、積極的な有効活用及び財源確保に努めます。

分野横断共通施策に関する施策

- 経営資源の重点配分
- 既存経費の見直し
- 行財政改革の推進
- 公共施設等の適正化の検討・推進

共通施策2
まちを運営する
トータルマネジメントの推進

協働の取組

- 市の財政状況について、分かりやすい形で市民への情報提供に努めます。

関連する個別計画

- ・藤井寺市行財政改革推進プラン 2016
- ・藤井寺市公共施設等総合管理計画
- ・藤井寺市公共施設保全計画



4 広域行政の推進

現況と課題

- 地方分権の進展や市民の生活圏の拡大にともない、行政需要も広域化する傾向にあることから、近隣自治体との連携強化が求められています。
- 本市では、消防やごみ処理などにおいて一部事務組合方式により、広域的な対応を図っているほか、防災面においては府内のみならず府外の自治体とも協定を結び、有事に備えた相互の応援体制を整備しています。
- また、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組を大阪府、堺市、羽曳野市とともに推進するなど、関係自治体との密接な連携・協力により、様々な課題への対応を図っています。
- 今後、行政運営の効率化と市民サービスをさらに充実させるためには、市の区域を越えた広がりの中で多様なニーズに対応した行政運営の検討を進める必要があります。
- 友好提携都市等との交流については、民間主導によるさらなる都市間連携を推進するため、活動の活性化が期待されます。

施策の基本方針

市の自主性・自立性を尊重しながら近隣自治体との連携を図ることで、効率的なサービス提供に努めます。また、府内外の自治体との相互の特性を活かした連携の推進や、様々な交流事業の推進などにより、互いの特性を活かし合い、活力あるまちをめざします。

主要施策

1 広域連携の推進

- 市民の生活圏が拡大する中で、近隣自治体と連携を図りながら、より高度で効率的な行政サービスの提供に努めます。
- 近隣自治体における共通した行政課題については、広域によるスケールメリットを活かした事務の効率化を図り、市民の多様なニーズに対応したサービス提供に努めます。
- 公共施設マネジメントに取り組むにあたっては、広域での可能性についても検討します。

2 都市間連携の推進

- 奈良県山添村をはじめとする友好提携都市等との間で、様々な市民レベルでの主体的な交流を促します。

協働の取組

- 広域的な地域間行事への市民参加を促進することにより、地域間住民の一体化や連帯を高めます。

関連する個別計画

- ・藤井寺市公共施設等総合管理計画

5 広報・広聴活動の推進

現況と課題

- 地方分権の進展にともない、地域のことは地域で考え、決めるという意識が高まることにより、住民自治の意識が拡大していくことが予想されます。
- そのため、広報・広聴活動を通じて市民と行政の情報を共有することや、広報を通じた市民とのコミュニケーション機能を充実することで行政運営の透明化を確保することが求められます。
- 本市では市政に関する情報を毎月1回全戸配布している広報紙をはじめ、市ホームページ、情報交流ひろば「ふらっと」等を通じて市民に提供しているほか、市ホームページに寄せられた意見への対応など、広報・広聴活動の充実に努めています。
- そのほか、新たな情報伝達の媒体として、SNSのひとつであるフェイスブックを導入し、情報発信機能の強化を図っています。
- 今後も引き続き、必要な情報を多様な手段で迅速に提供し、市民の市政への関心を高め、行政と市民との情報の共有やコミュニケーションを図ることが必要です。
- また、広聴活動については市民の意見や要望について把握するとともに、市政に反映していくことが必要です。
- 庁内で横断的な連携を図り、戦略的な広報・広聴活動を推進していくことが重要になることから、職員一人ひとりの広報・広聴への意識を高めることが必要です。

施策の基本方針

多様な情報発信手段を利用し、市民とのコミュニケーションや本市の魅力の発信手段として広報活動を展開するとともに、市民意識や動向を的確に把握するためのきめ細かな広聴活動の充実に努めます。

主要施策

1 広報・広聴活動の充実

- 様々な媒体や手段による情報の収集・提供に努め、より親しみを持ち、分かりやすく迅速に情報提供が行えるよう、広報紙等のさらなる内容の充実に努めます。
- ホームページ・SNS等を活用して、分かりやすく積極的に市政情報を発信します。また、市内のまちづくり等の情報を報道機関に積極的に提供し、報道として伝達されるパブリシティ活動を進めます。
- 市民が本市への愛着や誇りを持つことができるとともに、市外に対して本市の認知度の向上を図るため、市内外の関心を惹きつける広報活動に取り組みます。
- より多くの市民意見を把握し、市政に反映するため、市民から意見等が寄せられるのを待つ受動的な広聴活動だけでなく、タウンミーティング、アンケート調査、パブリックコメントなどの能動的な広聴活動や、市民公募委員の募集などを積極的に実施します。

2 職員の広報・広聴力の向上

- 広報・広聴の必要性・重要性についての認識を深めるための研修や、媒体の効果的な活用、資料の作成方法等についての研修を実施し、職員の広報・広聴力の向上を図ります。
- 市政運営方針や重点事業、新規事業、市政の課題などについて、職員全体で情報共有を図ります。



分野横断共通施策に関する施策

○ICTを活用した多様な市政情報の発信と共有

共通施策3
まちの魅力づくり・情報発信

協働の取組

○市民からの様々な意見や要望をまちづくりに活かすことができるよう、情報提供の充実に努めます。



藤井寺市観光サイト 藤井寺・道明寺物語

6 シティプロモーションの推進

現況と課題

- 今後の人口減少や高齢化を背景として、消費市場規模の縮小や人材不足などによる将来の地域の経済力、活力低下が懸念されています。
- 市と地域の活力を維持し、持続的な発展により市民の愛着と誇りを醸成するとともに、国内外の多くの人に「選ばれるまち」であることが重要となります。
- 本市は、大阪府内で最も面積が小さい市であるものの、良好な住宅環境、大阪都心部への交通の利便性の良さなど、都市機能の充実した暮らしやすいまちです。
- また、数多くの歴史文化資産が存在しており、百舌鳥・古市古墳群においては世界文化遺産登録に向けた取組を進めているなど、固有の魅力・資源があります。
- これらは本市にとって大変貴重な財産であり、誇るべき「藤井寺文化」として積極的に発信し、本市の都市イメージの定着や向上に活用していくことが求められます。
- 今後は、今ある魅力・資源を大切にしつつ、「藤井寺の良さ」、「藤井寺ならではの」を改めて発掘し直し、「藤井寺らしさ」をさらに磨きあげ、活用することで市全体の魅力を底上げし、多くの人から興味・関心が持たれる魅力あふれるまちづくりを進める必要があります。
- あわせて、市内外に向けた戦略的・継続的な情報発信により、都市としてのブランド力を強化するとともに、市民一人ひとりの愛着や誇りを育むことが必要です。

施策の基本方針

本市の魅力・資源を活かすとともに、新たな価値を発掘・創出し、藤井寺の都市ブランドの向上を図ります。また、本市の魅力を行政と市民が協力しながら市内外に戦略的・継続的に発信することで、交流人口及び定住人口の拡大を図ります。

主要施策

1 「藤井寺ブランド」の確立

- シティプロモーション戦略を策定し藤井寺市のイメージを明確化させるとともに、歴史・文化、都市環境、各種祭りやイベントなどの地域資源や魅力を発掘・創出し、それらを磨き上げながら市内外に発信します。
- 百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録をめざした取組にあわせて様々なプロモーション活動を展開します。

2 都市イメージ・認知度の向上

- 行政、市民、事業者、大学、マスコミ等の連携により、本市の魅力の創造、多彩なプロモーション活動に取り組み、藤井寺市のイメージ・認知度の向上を図ります。
- 住環境、交通の利便性、子育て・教育環境など、本市ならではの魅力についてICT等を活用して積極的に発信し、都市イメージの向上を図ります。

3 愛着・誇りの醸成

- 市民への情報発信の強化やワークショップ[※]等を通じて、まちの価値を再発見する機会を創出し、まちへの愛着や誇りを醸成することにより、市民主体の取組を促進し、プロモーション活動につなげます。

※ワークショップ：色々な立場の人がアイデアを出し合い、課題の設定、提案の作成、実現のための仕組みの検討など、共同で学び合意形成をはかるための集まり。



分野横断共通施策に関する施策

- 「藤井寺市シティプロモーション戦略」の策定及びプロモーション活動の展開
- プッシュ型情報発信等、ICTを活用した情報発信の推進
- 民間、大学とのコラボレーションやフィルムコミッションへの参画などマスメディアの活用
- ターゲットを想定したイメージ戦略の推進
- 地域等主体による活性化事業への支援
- 南河内地域における魅力アップに向けた連携
- 世界文化遺産、古墳、歴史文化などをテーマにした全国自治体との連携
- 友好提携都市等との連携

共通施策3
まちの魅力づくり・情報発信

協働の取組

- 地域資源を活かした魅力の創出や市内外へのプロモーション活動において市民や事業者との連携を推進します。



シティプロモーションの推進